新宮町地域防災計画

＜　資　料　編　＞

令和５年３月

新　宮　町

目　　次

第１章　町の現況資料

第１節　災害危険箇所等…… 3
第１項　重要水防箇所…… 3
第２項　災害危険河川区域…… 3
第３項　ため池…… 3
第４項　土砂災害危険箇所…… 5
第５項　道路危険箇所…… 8
第６項　山地災害危険箇所…… 9
第２節　土砂災害（特別）警戒区域…… 11
第１項　土砂災害（特別）警戒区域（土石流）…… 11
第２項　土砂災害（特別）警戒区域（急傾斜地の崩壊）…… 12
第３節　要配慮者施設…… 17
第１項　土砂災害警戒区域内及び浸水想定区域内に立地する要配慮者施設…… 17
第４節　設備・施設等…… 21
第１項　町防災行政無線…… 21
第２項　避難所…… 22
第３項　医療機関…… 28

第２章　例規、基準、応援協定等

新宮町災害対策本部条例…… 31
新宮町防災会議条例…… 33
新宮町防災会議規則…… 36
新宮町消防団の組織等に関する規則…… 37
新宮町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例…… 41
災害弔慰金の支給等に関する条例…… 48
災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則…… 54
災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定…… 61
福岡県消防相互応援協定書…… 63
福岡都市圏市町消防相互応援協定書…… 66

第３章　国、県の例規、基準等

火災・災害等即報要領…… 69
福岡県災害救助法施行細則…… 82
福岡県災害調査報告実施要綱…… 88

第４章　各種様式

自衛隊災害派遣要請依頼書…… 96
自衛隊災害派遣撤収依頼書…… 97
被害発生状況連絡票 …… 98
避難者名簿…… 99
避難所設置及び収容状況 …… 100
避難者カード …… 101
避難所運営記録…… 102
物品の受払簿（避難所用）…… 103
行方不明者名簿…… 104
医療救護所開設状況報告 …… 105
被害届出兼証明書 …… 106
罹災届出兼証明願 …… 107
罹災証明書 …… 108

第１章　町の現況資料

第１節　災害危険箇所等

福岡県地域防災計画（災害危険箇所編　令和４年１月修正）より抜粋した危険箇所等は、下記のとおりである。

第１項　重要水防箇所

１　海　岸

土　木 事務所名	沿 岸 名	海 岸 名	担 当 水 防 管理団体名	重要水防区域		重要度	予想される 事　態	適用
				延長(m)	地　先　名			
福　岡	玄界灘	新宮海岸	新　宮　町	1,000	大字下府	C	浸　食	

第２項　災害危険河川区域

級　別	水 系 名	河 川 名	左右岸別	延長 (m)	位　置			
					市 郡	区町村	大 字	キロ杭位置
二級	湊川	湊川	右	15	糟屋郡	新宮町	大字下府	人丸橋下流
二級	湊川	湊川	左 右	15	糟屋郡	新宮町	下府３丁目	新開橋上流

第３項　ため池

池名	所在地	防災重点農業用ため池
北浦池	大字的野４００	○
山ノ口池	大字的野字池ノ内８５	○
裏ノ谷池	大字立花口字裏ノ谷１５２３	○

小股池	大字立花口字小股２１６７	
佐屋池	大字立花口字佐屋２２５１	○
佐屋ノ下池	大字立花口字佐屋ノ下２１９４	○
前城池	大字立花口字前城２１４６	○
谷口池	大字立花口字谷口４８１	○
太刀洗池	大字立花口字太刀洗２１６４	
天神池	大字立花口字天神前１０００－３	○
砥石ヶ浦池	大字立花口字砥石ヶ浦８１	○
西教池	大字立花口字西教１１０４	○
葉山池	大字立花口字葉山１４９	
ヤネノ中池	大字立花口字西教１１０８	○
西山池	大字原上字西山１０２８	○
新溜池	大字原上字山ノ後１３４２－２	○
川上池	大字原上字大平１２７	○
コモ田池	大字原上字原野７０３	○
平山池	大字原上字浦ノ谷１１２９－１	○
水生田池	大字原上字水生田８３３	
新堤池	大字三代字花ノ浦１０８	○
深浦池	大字三代字深浦２４６	○
向畑池	大字三代字向畑１０５７	○
尾呂尻池	大字上府字尾呂尻２４４	○
口ノ坪池	大字上府字口ノ坪１５３－１	○
柳ヶ浦池	大字上府字柳ヶ浦１０１－１	

土井ケ浦池	大字上府字土井浦２７８	○
今池	新宮東２丁目４２６－１、１２１３	
日ノ下池	大字下府字日ノ下１２３５	○
梶取池	湊坂１丁目７－１	○
和田池	湊坂６丁目２－２	
西ノ浦池	大字湊字西ノ浦４８１	
前ノ池	大字湊字クス原７３３－１	○

※防災重点農業用ため池は、決壊した場合に人家や病院、学校などの重要な公共施設へ影響を与える恐れのあるものであって、防災上対策を講じる必要があるため池

第４項　土砂災害危険箇所

１　砂防指定地指定箇所

渓　流　名	告示年月日	告示番号	指定面積(ha)
寺　浦　川	S40. 2.23	320	0.78
的　野　川	S40. 2.23	320	1.38
寺浦川および同左支川	S60. 1.21	85	2.68

２　土石流危険渓流

水系名	河川名	渓流名	渓流所在地	渓流概況			保全対象	
				渓流長 (Km)	流域面積 (k㎡)	平均河床勾配度 (°)	保全対象戸数 (戸)	公共施設等 (戸)
-	湊川	平山谷	大字原上	0.50	0.14	22	20	－
-	湊川	住吉沢	大字原上	0.28	0.06	22	42	公民館
-	青柳川	天神川	大字立花口	0.54	0.10	17	16	－
-	青柳川	園沢	大字立花口	0.27	0.02	17	37	－

-	青柳川	中屋敷川 2	大字立花口	0.23	0.04	17	29	公民館
-	青柳川	中屋敷川	大字立花口	0.19	0.03	17	28	公民館
-	青柳川	屋敷川	大字立花口	0.51	0.12	14	63	公民館
多々良川	猪野川	佐屋沢	大字立花口	0.26	0.06	11	7	－
大根川	寺浦川	的野川 1	大字的野	0.97	0.47	15	23	公民館
大根川	寺浦川	的野川 2	大字的野	0.16	0.02	18	23	公民館
大根川	寺浦川	寺浦川	大字立花口	0.22	0.07	16	3	－

3　急傾斜地崩壊危険区域

区域名	所在地	指定面積(ha)	指定年月日	告示番号
相島	大字相島字堂の上	0.69	S45.3.28	262
		1.29	H26.2.7	76

4　急傾斜地崩壊危険箇所

（自然斜面Ⅰ）

箇所名	位　　置	地　　形			人家戸数	公共建築物		公共施設	
		長さ m	傾斜度	斜面高さ m		種　　類	数	種類	数
相島(b)	大字相島	170	40	25	9			町道	20
相　島	大字相島字堂ノ上	440	50	20	49	宿泊所､その他	2･1	県道	100
相島(c)	大字相島	130	35	40	4	学校	1	町道	80
相島(a)	大字相島	50	35	30		学校	1	町道	50
湊	大字湊字中地	60	45	30	3		1	県道	120
原　上	大字原上字平山	150	35	25	8			町道	60

立花口(a)	大字立花口	30	45	60	1	その他	1		
的　野	大字的野字北浦	140	50	10	8			町道	50

（自然斜面Ⅱ）

箇所名	位　　置	地　　形			人家(戸)	公共建築物		公共施設	
		長さm	傾斜面	高さm		種　類	数	種　類	数
西ノ浦	大字湊	70	40	8	4				
太郎丸(b)	大字上府	150	55	8	2			町　道	30
上府(a)	大字上府	50	50	8	1				
太郎丸(a)	大字上府	60	45	11	3				
口ノ坪	大字上府	90	45	10	4				
三代(a)	大字三代	40	50	5	3				
原上(b)	大字原上	50	70	8	2				
原上(a)	大字原上	50	45	12	2				
西山(b)	大字原上	60	45	8	3				
西山(a)	大字原上	70	40	14	2				
立花口(b)	大字立花口	20	55	13	2				
寺浦(a)	大字的野	90	40	10	4				
寺浦(b)	大字的野	30	30	5	2				
的野(a)	大字的野	50	40	10	2			町　道	50
寺浦(c)	大字的野	20	40	12	1				
佐野(b)	大字的野	40	40	10	2				

（人工斜面Ⅰ）

箇所名	位　　置	地　　形			人家戸数	公共建築物		公共施設	
		長さm	傾斜度	斜面高さm		種　類	数	種　類	数
相島(d)	大字相島	40	40	20		学校	1	町　道	30
湊坂３丁目	湊坂３丁目	170	40	24	36	その他	1	町　道	420
花立花５丁目	花立花５丁目	410	45	80	5			町　道	270
佐野(a)	大字的野	90	45	10	7				

（人工斜面Ⅱ）

箇所名	位置	地形			人家戸数	公共的建物		公共施設	
		長さm	傾斜度	斜面高さm		種類	数	種類	数
立花口(d)	大字立花口	60	90	5	4			県道	60
谷口	大字立花口	30	45	25	1				

第５項　道路危険箇所

落石等の危険箇所は次のとおりである。

土木事務所名	路線種別	路線名	箇所	施設管理番号	総合評価	危険内容	対策工法
福岡	主地	筑紫野古賀	大字立花口	A035A061	防災カルテ	落石崩壊	落石防護柵の更新
福岡	主地	筑紫野古賀	大字立花口	A035G211	防災カルテ	擁壁	所有者に指導
福岡	一県	湊下府	大字湊	A537F005	要対策	盛土	河川護岸の洗堀防止工
福岡	一県	小竹下府	大字上府	A539G011	防災カルテ	擁壁	道路改良で更新
福岡	一県	山田新宮	大字原上	A540G021	要対策	擁壁	河川護岸の更新
福岡	一県	山田新宮	大字原上	A540G031	要対策	擁壁	河川護岸の洗堀防止工
福岡	一県	山田新宮	大字立花口	A540A211	防災カルテ	落石崩壊	法枠工
福岡	一県	山田新宮	大字立花口	A540F021	防災カルテ	盛土	法枠工
福岡	一県	山田新宮	大字原上	A540F041	防災カルテ	盛土	法枠工
福岡	一県	山田新宮	大字立花口	A540G001	防災カルテ	擁壁	亀裂の観測
福岡	一県	山田新宮	大字立花口	A540G011	防災カルテ	擁壁	所有者に指導

福　岡	一県	日の丸久保	大字相島	A599A011	防災カルテ	落石崩壊	モルタル吹付
福　岡	一県	日の丸久保	大字相島	A599A021	防災カルテ	落石崩壊	落石防護網の更新
福　岡	一県	日の丸久保	大字相島	A599F011	防災カルテ	盛 土	擁壁工

第６項　山地災害危険箇所

１　山腹崩壊危険地区（民有林）

位　置	保全対象			道路種類	備　考
	人家数	公共施設等			
		種　類	数量		
新宮町大字湊	1	漁港	1	県道	
新宮町大字原上	48			国道	
新宮町大字原上	7	立花小学校 立花幼稚園	1 1	県道	
新宮町大字上府	13				
新宮町大字立花口	3				
新宮町大字的野	9				
新宮町大字相島	4	新宮中分校	1	県道	
新宮町大字相島	73			県道	

２　崩壊土砂流出危険地区（民有林）

位　置	保全対象			道路種類	備　考
	人家数	公共施設等			
		種　類	数量		
新宮町大字原上	76				
新宮町大字立花口	78			県道	
新宮町大字立花口	126	公民館	1	県道	

新宮町大字的野	7				
新宮町大字的野	60				

第２節　土砂災害（特別）警戒区域

第１項　土砂災害（特別）警戒区域（土石流）

自然現象の種類	区域の名称	所在地	特別警戒区域	人家	区域の番号	警戒区域面積（㎡）	特別警戒区域面積㎡）
土石流	的野川２	大字的野			345-D-001	30,258	
土石流	的野川１	大字的野	○		345-D-002	28,091	3,183
土石流	寺浦川	大字立花口			345-D-003	41,474	
土石流	佐屋沢	大字立花口			345-D-004	34,564	
土石流	屋敷川	大字立花口			345-D-005	251,752	
土石流	中屋敷川	大字立花口	○		345-D-006	207,767	37
土石流	中屋敷川２	大字立花口			345-D-007	173,384	
土石流	園沢	大字立花口	○		345-D-008	110,232	42
土石流	天神川	大字立花口及び大字原上	○		345-D-009	61,101	137
土石流	住吉沢	大字原上	○		345-D-010	153,406	176
土石流	平山谷	大字原上			345-D-011	99,972	
土石流	立花口川１	大字立花口	○		345-D-012	154,037	772
土石流	立花口川２	大字立花口	○		345-D-013	41,717	10,966

第２項　土砂災害（特別）警戒区域（急傾斜地の崩壊）

自然現象の種類	区域の名称	所在地	特別警戒区域	人家	区域の番号	警戒区域面積（㎡）	特別警戒区域面積（㎡）
急傾斜地の崩壊	湊	大字湊	○	○	345-K-001	5,717	2,804
急傾斜地の崩壊	西ノ浦-3	大字湊	○	○	345-K-002	1,037	363
急傾斜地の崩壊	西ノ浦-2	大字湊	○	○	345-K-003	6,667	2,215
急傾斜地の崩壊	西ノ浦-1	大字湊	○		345-K-004	871	210
急傾斜地の崩壊	太郎丸(a)-1	大字上府	○		345-K-005	2,695	1,010
急傾斜地の崩壊	太郎丸(a)-3	大字上府	○		345-K-006	1,784	469
急傾斜地の崩壊	太郎丸(a)-2	大字上府	○	○	345-K-007	9,315	3,292
急傾斜地の崩壊	上府(a)	大字上府	○	○	345-K-008	2,002	563
急傾斜地の崩壊	太郎丸(b)	大字上府	○	○	345-K-009	11,741	3,787
急傾斜地の崩壊	口ノ坪	大字上府	○	○	345-K-010	10,030	3,825
急傾斜地の崩壊	的野(a)-1	大字的野	○		345-K-011	714	227
急傾斜地の崩壊	的野(a)-2	大字的野	○	○	345-K-012	4,130	1,539

急傾斜地の崩壊	的野-1	大字的野	○	○	345-K-013	16,531	6,073
急傾斜地の崩壊	的野-2	大字的野	○		345-K-014	3,596	1,268
急傾斜地の崩壊	寺浦(a)	大字立花口	○	○	345-K-015	5,547	2,070
急傾斜地の崩壊	寺浦(b)-1	大字立花口	○	○	345-K-016	879	220
急傾斜地の崩壊	寺浦(b)-2	大字立花口	○	○	345-K-017	458	85
急傾斜地の崩壊	寺浦(c)	大字立花口	○	○	345-K-018	1,459	447
急傾斜地の崩壊	佐野(a)	大字立花口	○	○	345-K-019	1,926	528
急傾斜地の崩壊	佐野(b)	大字立花口	○		345-K-020	730	188
急傾斜地の崩壊	谷口-2	大字立花口			345-K-021	642	0
急傾斜地の崩壊	谷口-1	大字立花口	○	○	345-K-022	10,929	4,581
急傾斜地の崩壊	立花口(d)	大字立花口	○		345-K-023	3,813	1,062
急傾斜地の崩壊	立花口(a)-1	大字立花口	○	○	345-K-024	15,583	8,267
急傾斜地の崩壊	立花口(a)-2	大字立花口	○	○	345-K-025	2,556	855
急傾斜地の崩壊	西山(a)	大字原上	○	○	345-K-026	14,353	4,545

急傾斜地の崩壊	西山(b)	大字原上	○	○	345-K-027	6,752	2,121
急傾斜地の崩壊	原上	大字原上	○	○	345-K-028	19,574	8,320
急傾斜地の崩壊	原上(b)-3	大字原上	○		345-K-029	4,258	848
急傾斜地の崩壊	原上(b)-2	大字原上	○		345-K-030	1,705	672
急傾斜地の崩壊	原上(b)-1	大字原上	○	○	345-K-031	1,917	524
急傾斜地の崩壊	原上(a)-3	大字原上	○	○	345-K-032	1,092	106
急傾斜地の崩壊	原上(a)-2	大字原上	○	○	345-K-033	1,489	101
急傾斜地の崩壊	原上(a)-1	大字原上	○	○	345-K-034	1,268	65
急傾斜地の崩壊	三代(a)-1	大字三代	○	○	345-K-035	1,994	769
急傾斜地の崩壊	三代(a)-2	大字三代	○		345-K-036	1,966	535
急傾斜地の崩壊	湊坂３丁目-2	湊坂３丁目及び４丁目			345-K-037	15,288	0
急傾斜地の崩壊	川上	大字原上	○		345-K-039	5,316	1,501
急傾斜地の崩壊	立花口(f)-2	大字立花口	○		345-K-040	13,103	6,471
急傾斜地の崩壊	立花口(f)-1	大字立花口	○		345-K-041	292	96

急傾斜地の崩壊	原上(c)	大字三代及び大字立花口			345-K-042	1,117	0
急傾斜地の崩壊	立花口(e)	大字立花口	○		345-K-043	3,265	888
急傾斜地の崩壊	鶴田	大字立花口	○		345-K-044	12,554	4,214
急傾斜地の崩壊	大門-2	大字立花口	○		345-K-045	16,761	7,285
急傾斜地の崩壊	大門-1	大字立花口	○		345-K-046	931	152
急傾斜地の崩壊	小竹(b)	大字立花口	○		345-K-047	4,589	1,459
急傾斜地の崩壊	小竹(a)-1	大字立花口	○		345-K-048	4,534	1,427
急傾斜地の崩壊	小竹(a)-2	大字立花口	○		345-K-049	747	190
急傾斜地の崩壊	寺浦(d)	大字立花口	○		345-K-050	683	170
急傾斜地の崩壊	的野(d)	大字的野	○		345-K-051	3,386	1,067
急傾斜地の崩壊	的野(c)	大字的野	○		345-K-052	7,813	2,708
急傾斜地の崩壊	相島(b)	大字相島	○		345-K-053	1,882	455
急傾斜地の崩壊	相島	大字相島	○	○	345-K-054	62,459	32,674
急傾斜地の崩壊	相島(c)-1	大字相島	○		345-K-055	833	231

急傾斜地の崩壊	相島(c)-2	大字相島			345-K-056	1,096	0
急傾斜地の崩壊	相島(a)	大字相島	○		345-K-057	5,071	1,834
急傾斜地の崩壊	相島(d)-1	大字相島			345-K-058	889	0
急傾斜地の崩壊	相島(d)-2	大字相島	○		345-K-059	625	210
急傾斜地の崩壊	相島(e)	大字相島	○		345-K-060	216	13

第３節　要配慮者施設

第１項　土砂災害警戒区域内及び浸水想定区域内に立地する要配慮者施設

■医療機関

施設名	所在地	土砂災害警戒区域	洪水浸水想定区域(浸水深0.5m未満除く)	高潮浸水想定区域
新宮クリニック	新宮町大字原上1574-1		○	
じんばやし整形外科リウマチ科医院	新宮町大字原上1574-1		○	
梶原歯科医院	新宮町大字原上1579-3		○	
くすのき歯科医院	新宮町夜臼4-3-14		○	
千鳥橋病院附属たちばな診療所	新宮町夜臼5-5-17		○	
こころのクリニックゆめ	新宮町美咲2-6-7		○	○
川﨑内科医院	新宮町美咲2-8-7		○	○
村山皮フ科クリニック	新宮町美咲2-11-7		○	○
篠田眼科医院	新宮町美咲2-17-26			○

施設名	所在地	土砂災害警戒区域	洪水浸水想定区域(浸水深0.5m未満除く)	高潮
新宮湊歯科クリニック	新宮町下府5-11-23		○	○
竹村医院	新宮町下府5-12-7		○	○
新宮町相島診療所	新宮町大字相島1401			○

■老人福祉施設

施設名	所在地	土砂災害警戒区域	洪水浸水想定区域(浸水深0.5m未満除く)	高潮
さくら苑	新宮町大字新宮125-1			○
エバー新宮	新宮町新宮東2-15-13		○	

■障がい者施設

施設名	所在地	土砂災害警戒区域	洪水浸水想定区域(浸水深0.5m未満除く)	高潮
みかんの樹	新宮町大字原上 1223-4	○		
キッズパーク新宮校	新宮町美咲 2-6-8-203		○	○
ダチョウのたまご	新宮町美咲 2-8-13		○	○
UNICO 新宮教室	新宮町美咲 3-1-1		○	○

■児童福祉施設等

施設名	所在地	土砂災害警戒区域	洪水浸水想定区域(浸水深0.5m未満除く)	高潮
暁華保育園	新宮町下府 3-13-1		○	○
新宮下府コスモス保育園	新宮町下府 6-13-41			○

■学校等

施設名	所在地	土砂災害警戒区域	洪水浸水想定区域(浸水深0.5m未満除く)	高潮
立花幼稚園	新宮町大字原上 133-2	○		
立花小学校	新宮町大字立花口 1072-3	○		
新宮小学校	新宮町下府 3-12-1		○	

※掲載の各施設は、「湊川水系湊川・牟田川洪水浸水想定区域図」（福岡県令和４年５月２７日公表）に基づき選定。

※掲載の各施設は、「玄界灘高潮浸水想定区域図」（福岡県平成３０年３月３０日公表）に基づき選定。

第４節　設備、施設等

第１項　町防災行政無線

番号	名称	所在地	備考
1	ぼうさいしんぐうまちやくば	緑ケ浜一丁目	
2	ぼうさいしんぐうまちさんぼんまつやま	大字立花口	
3	ぼうさいしんぐうまちさや	大字立花口	
4	ぼうさいしんぐうまちはるがみこうえん	大字原上	
5	ぼうさいしんぐうまちあいのしま	大字相島	
6	しんぐうまちまとのこうみんかん	大字的野	
7	しんぐうまちたちばなぐちこうみんかん	大字立花口	
8	しんぐうまちたにぐち	大字立花口	
9	しんぐうまちてらうら	大字立花口	
10	しんぐうまちはなたちばな	花立花四丁目	
11	しんぐうまちはるがみせんだ	大字原上	
12	しんぐうまちみしろこうみんかん	大字三代	
13	しんぐうまちなかばるこうえん	大字三代	
14	しんぐうまちみしろたかまつ	三代西二丁目	
15	しんぐうまちうらたこうえん	上府北二丁目	
16	しんぐうまちふかまち	新宮東四丁目	
17	しんぐうまちちとせだいこうえん	大字上府	
18	しんぐうまちみどりがはまこうみんかん	緑ケ浜一丁目	
19	しんぐうまちゆうすいっくこうみんかん	夜臼六丁目	
20	しんぐうまちゆうすたかまつ	三代西二丁目	
21	しんぐうまちみさき	美咲一丁目	
22	しんぐうまちやえす	夜臼二丁目	
23	しんぐうまちふじこうみんかん	夜臼四丁目	
24	しんぐうまちしものふいっくこうみんかん	下府一丁目	
25	しんぐうまちしものふにくこうみんかん	下府五丁目	
26	しんぐうまちさくらやまてこうえん	桜山手二丁目	
27	しんぐうまちみなとざかてんぼうこうえん	湊坂三丁目	
28	しんぐうまちぱーくしてぃ	美咲二丁目	
29	しんぐうまちしんぐうはまこうえん	大字新宮	

30	しんぐうまちしんぐうかいすいよくじょう	大字新宮	
31	しんぐうまちみなとこうみんかん	大字湊	
32	しんぐうまちしんぐうぎょこう	大字湊	
33	しんぐうまちみどりがはま	緑ケ浜二丁目	
34	しんぐうまちあいのしましょうがっこう	大字相島	
35	しんぐうまちうみのいえ	大字下府	
36	しんぐうまちしものふ	下府八丁目	
37	しんぐうまちもりのみや	杜の宮二丁目	
38	しんぐうまちすももこうえん	湊坂六丁目	
39	しんぐうまちしんぐうちゅうがっこう	下府二丁目	
40	しんぐうまちしんぐうきたしょうがっこう	上府北一丁目	
41	しんぐうまちたちばなしょうがっこう	大字立花口	
42	しんぐうまちしーおーれしんぐう	新宮東二丁目	
43	しんぐうまちてらうらこうさてん	大字立花口	
44	しんぐうまちかみふかまち	大字上府	

第２項　避難所

１　自主避難所

災害発生が予想される場合又は軽微な災害が発生している場合の自主避難所は、次のとおりとする。基本的に自主避難所は、どの避難所よりも早期に開設する。

施　設　名	所　在　地	電話番号	構造	延床面積（㎡）	収容人員（人）	地震	水害	土砂災害
そぴあしんぐう	新宮東4丁目1-1	962-5111	RC	5,502	1,100	○	○	○
シーオーレ新宮	新宮東2丁目5-1	963-2995	RC	4,532	620	○	○	○
新宮町福祉センター／本館	緑ケ浜4丁目3-1	710-8286	RC	1,618	161	○	○	○
新宮町福祉センター／別館	〃 〃	〃 〃	RC	681	70	○	○	○
相島きずな館	大字相島1377	962-4590	RC	365	119	○		○
小　　計				10,572	3,522			

２　一時避難所

災害発生時において、集団避難を行うために一時的に避難・集合する場所として、次の施設を一時避難所に認定し、災害の規模等必要に応じて、一時避難所の中から実際に開設する避難所を指定する。

施　設　名	所　在　地	電話番号	構造	延床面積（㎡）	対象行政区	地震	水害	土砂災害
湊区公民館	大字湊 221-1	962-3965	W	330	湊　区		○	○
新宮区公民館	大字新宮 90-6	963-1959	RC	276	新　宮区	○		○
下府１区公民館	下府１丁目 9-12	963-0990	RC	732	下　府１　区	○	○	○
下府２区公民館	下府５丁目 2-14	963-0999	RC	493	下　府２　区	○	○	○
緑ケ浜区公民館	緑ケ浜１丁目 10-1	963-0881	RC	288	緑　ヶ浜　区		○	○
湊坂区公民館	湊坂３丁目 13-2	963-1813	S	199	湊　坂区	○	○	○
桜山手区公民館	桜山手３丁目 14	963-3248	W	167	桜　山手　区	○	○	○
パークシティ区集会所	美咲２丁目 20-1		RC	407	ﾊﾟｰｸｼﾃｨ区	○	○	○
夜臼１区公民館	夜臼６丁目 1-3	962-4552	RC	492	夜　臼１　区	○	○	○
夜臼２区公民館	夜臼２丁目 4-8		W	202	夜　臼２　区			○
夜臼３区公民館	夜臼４丁目 6-11		W	82	夜　臼３　区			○
夜臼４区集会所	夜臼５丁目 12-1		RC	126	夜　臼４　区	○		○
杜の宮区クラブハウス	杜の宮２丁目 840-413	404-5877	ＳＲＣ	284	杜　の宮　区	○	○	○
上府区公民館	大字上府 577-3	962-4502	RC	300	上　府区	○	○	○

的野区公民館	大字的野 448-3		W	120	的野区		○	○
花立花区公民館	花立花 4 丁目 1-6	962-0505	RC	234	花立花区	○	○	○
立花口区公民館	大字立花口 1266		RC	853	立花口区		○	
三代区公民館	大字三代 660-1	962-1710	RC	273	三代区		○	○
原上区公民館	大字原上 1362-3		RC	390	原上区	○	○	
相島きずな館	大字相島 1377	962-4590	RC	365	相島区	○		○
相島ふれあい館	大字相島 1376-1	962-0021	W	167	相島区	○		○
小　　計				6,628				

3　収容避難場所

被災者を一時的に収容する避難所として、下記の施設があります。これらの施設については、災害の発生箇所、規模に応じてこれらの避難所から、実際に開設する収容避難所を指定します。

避難圏	施設名	所在地	電話番号	構造	延床面積（㎡）	収容人員（人）	地震	水害	土砂災害
新宮	新宮小学校／校舎	下府 3 丁目 12-1	963-0025	RC	6,708	900	○	○	○
	新宮小学校／体育館	〃 〃	〃	RC	1,000	333	○	○	○
	新宮中学校／校舎	下府 2 丁目 1-1	963-0035	RC	7,404	800	○	○	○
	新宮中学校／体育館	〃 〃	〃	RC	1,688	562	○	○	○
	新宮町民体育館	〃 〃	〃	RC	974	343	○	○	○

	小　　計				17,830	2,938			
新宮東	新宮東小学校／校舎	新宮東4丁目8-1	963-1777	RC	4,717	800	○	○	○
	新宮東小学校／体育館	〃 〃	〃	RC	1,232	410	○	○	○
	新宮東幼稚園	新宮東4丁目7-16	962-4323	RC	1,778	200	○	○	○
	そぴあしんぐう	新宮東4丁目1-1	962-5111	RC	5,502	1,100	○	○	○
	シーオーレ新宮	新宮東2丁目5-1	963-2995	RC	4,532	620	○	○	○
	新宮東中学校／校舎	大字三代1028	963-0085	RC	5,930	800	○	○	○
	新宮東中学校／体育館	〃 〃	〃	RC	2,290	760	○	○	○
	ふれあい交流館	大字三代1095	963-5500	S	1,015	365	○	○	○
	小　　計				26,118	4,690			
新宮北	新宮北小学校／校舎	上府北1丁目16-1	963-4700	RC	6,704	900	○	○	○
	新宮北小学校／体育館	〃 〃	〃	RC	2,357	785	○	○	○
	新宮幼稚園	緑ケ浜1丁目1-3	962-1275	RC	1,863	300	○	○	○
	新宮高等学校／校舎	緑ケ浜1丁目12-1	962-2935	RC	10,222	1,000	○	○	○
	新宮高等学校／体育館	緑ケ浜1丁目12-1	962-2935	RC	2,756	918	○	○	○
	小　　計				23,410	3,903			
立花	立花小学校／校舎	大字立花口1072-3	963-0030	RC	2,157	200	○	○	
	立花小学校	〃	〃	RC	966	322	○	○	

	／体育館	〃							
	立花幼稚園	大字原上133-2	962-0808	RC	739	100	○	○	
	小　　計				3,862	622			
相島	相島小学校／校舎	大字相島296-1	963-0225	RC	1,009	100	○	○	○
	相島小学校／体育館	〃 〃	〃	RC	787	262	○	○	○
	新宮中学校相島分校／校舎	大字相島735	963-0150	RC	864	100	○	○	
	小　　計				2,660	462			

4　収容避難所（福祉施設関係）

収容避難所であって、主に災害時要援護者を収容する避難所としては下記の施設がある。これらについても災害の発生箇所、規模に応じてこれらの避難所から、実際に開設する収容避難所を指定する。

施　設　名	所　在　地	電話番号	構造	延床面積（㎡）	収容人員（人）	地震	水害	土砂災害
新宮町福祉センター／本館	緑ケ浜4丁目3-1	710-8286	RC	1,618	161	○	○	○
新宮町福祉センター／別館	〃 〃	〃 〃	RC	681	70	○	○	○
ふれあい交流館	大字三代1095	963-5500	S	1,015	365	○	○	○
福岡特別支援学校／校舎	緑ケ浜4丁目1-1	963-0031	RC	8,440	900	○	○	○

福岡特別支援学校／体育館	〃 〃	〃	ＲＣ	518	170	○	○	○
シーオーレ新宮	新宮東 2 丁目 5-1	963-2995	ＲＣ	4,532	620	○	○	○
小　　計				16,804	2,259			

※「収容人員」は、延床面積の３０％を１人当たり面積３㎡として算出した。

※新宮町福祉センターは、ボランティア活動拠点にも併せて指定している。

5　広域避難場所

広域避難場所として、下記のグラウンドを指定する。

施　設　名	面積 (㎡)	所　在　地	電話番号	地　震	水　害	土砂災害
新宮小学校グラウンド	6,854	下府 3 丁目 12-1	963-0025	○		○
杜の宮グラウンド	14,000	杜の宮 2 丁目 13	963-5531	○		○
人丸公園	30,833	大字下府 1227	－	○	○	○
新宮北小学校グラウンド	7,800	上府北 1 丁目 16-1	963-4700	○	○	○
新宮東小学校グラウンド	8,400	新宮東 4 丁目 8-1	963-1777	○	○	○
沖田中央公園	18,060	中央駅前 2 丁目 2,3,4	－	○	○	○
立花小学校グラウンド	4,306	大字立花口 1072-3	963-0030	○	○	
新宮東中学校グラウンド	8,500	大字三代 1028	963-0085	○	○	○
新宮ふれあいの丘公園	49,061	大字三代 1032-1 他	－	○	○	○
相島小学校/相島埋立地	18,645	大字相島 296-1	963-0225	○	○	○

第３項　医療機関

種別	医療機関名	病床数	診療科目	電話番号	住　　所
内科・小児科・外科等	秋山クリニック	0	整･リウ･リハ	963-5522 FAX 963-5577	新宮町緑ケ浜４丁目 17-1
	いちかわ皮ふ科クリニック	0	皮･アレ･美皮	410-1147 FAX410-1148	新宮町緑ケ浜４丁目 17-7
	うえだクリニック耳鼻咽喉科・皮フ科	0	耳咽・皮	963-3303 FAX 963-3399	新宮町夜臼６丁目 8-8
	江口内科クリニック	0	内・リハ・呼	963-5080 FAX 963-5081	新宮町三代西２丁目 12-20
	加野病院	30	泌･内･麻･腎	962-2111 FAX 962-2133	新宮町中央駅前１丁目 2-1
	川﨑内科医院	0	内･呼･消･循･胃	962-1931 FAX 963-4494	新宮町美咲２丁目 8-7
	かわぞえ眼科クリニック	0	眼	692-6222 FAX 692-6212	新宮町中央駅前１丁目 1-23-201
	くわの耳鼻いんこう科クリニック	0	耳咽	962-9080	新宮町緑ケ浜４丁目 10-5
	こころのクリニックゆめ	0	心・精	962-9567 FAX 962-9568	新宮町美咲２丁目 6-7
	澤村内科クリニック	0	内･胃･循･消	962-2220 FAX 962-2241	新宮町桜山手１丁目 1-1
	篠田眼科医院	0	眼	962-2930 FAX 962-2931	新宮町美咲２丁目 17-26
	耳鼻咽喉科いしづクリニック	0	耳咽・アレ	692-5387 FAX 692-5389	新宮町大字原上 1778-2
	新宮クリニック	0	内･循･呼･糖･アレ	962-2233 FAX 962-2211	新宮町大字原上 1574-1
	新宮整形外科医院	19	整･リハ･リウ	962-2281 FAX 962-3730	新宮町美咲３丁目 11-3
	新宮中央こどもクリニック	0	小	962-9003 FAX 962-9010	新宮町中央駅前１丁目 1-19

	新宮町相島診療所	0	内	962-4361 FAX 同上	新宮町大字相島 1401
	じんばやし整形外科 リウマチ科医院	0	整･リハ･リウ	962-0200 FAX 962-0201	新宮町大字原上 1574-1
	たかやま整形外科クリニック	0	整・リハ	940-5050 FAX 940-5051	新宮町夜臼 6 丁目 8-7
	竹村医院	0	内・胃	962-0846 FAX 962-3524	新宮町下府 5 丁目 12-7
	たなか小児科クリニック	0	小	963-1933 FAX 963-1932	新宮町三代西 2 丁目 12-23
	千鳥橋病院附属 たちばな診療所	0	内･消･歯･漢内・小歯	962-5115 FAX 同上	新宮町夜臼 5 丁目 5-17
	成松循環器科医院	17	循・心外・内	962-0022 FAX 962-5050	新宮町緑ケ浜 4 丁目 5-25
	原外科医院	8	外･胃内･肛･消外	962-0704 FAX 962-2899	新宮町下府 1 丁目 3-5
	ひぐち内科クリニック	0	内･消内･循内	963-2800 FAX 963-2801	新宮町緑ケ浜 4 丁目 10-5
	福岡県こども療育センター新光園	30	整･小･歯･児精	962-2231 FAX 962-3113	新宮町緑ケ浜 4 丁目 2-1
	村山皮フ科クリニック	0	皮・アレ	941-7711 FAX 941-7712	新宮町美咲 2 丁目 11-7
	やまだ消化器科内科クリニック	0	消･胃･内･放	941-2225 FAX 941-2227	新宮町新宮東 4 丁目 3-1
	よしおか小児科クリニック	0	小	962-0455 FAX 962-1880	新宮町下府 1 丁目 4-5
歯科等	青山歯科クリニック	0	歯･小歯･矯歯	962-6480 FAX 同上	新宮町緑ケ浜 1 丁目 4-1
	おがわ歯科おとな・こども歯科	0	歯・小歯	963-5418 FAX 963-5419	新宮町三代西 1 丁目 1-7
	折田歯科医院	0	歯・小歯・矯歯・口外	963-5688 FAX 963-5690	新宮町下府 3-3-36
	梶原歯科医院	0	歯・小歯・矯歯・口外	963-3737 FAX 963-3977	新宮町大字原上 1579-3
	くすのき歯科医院	0	歯	963-3355 FAX 963-2883	新宮町夜臼 4 丁目 3-14

	さくら歯科	0	歯・小歯・矯歯	963-0765 FAX 同上	新宮町下府 1 丁目 2-1
	さん歯科こども歯科クリニック	0	歯・小歯	410-5817 FAX 410-5816	新宮町三代西 2 丁目 15-10
	しげおか歯科医院	0	歯･小歯･矯歯	963-4222 FAX 同上	新宮町新宮東 5 丁目 7-32
	新宮おかべ歯科	0	歯・小歯・矯歯・口外	963-0100 FAX 963-0101	新宮町緑ケ浜 4 丁目 10-5
	新宮スマイル歯科小児歯科	0	歯・小歯・矯歯・口外	410-2288 FAX 410-2293	新宮町緑ケ浜 4-17-22
	新宮中央歯科クリニック	0	歯･小歯･口外	940-5656 FAX 940-5660	新宮町中央駅前 2 丁目 1-1
	新宮湊歯科クリニック	0	歯	962-3139 FAX 962-3160	新宮町下府 5 丁目 11-23
	TOMO デンタルクリニック	0	歯･小歯･矯歯	410-5088 FAX 410-5158	新宮町中央駅前 1 丁目 5-1
	まつしま歯科医院	0	歯・小歯・矯歯・口外	962-5218 FAX 962-5258	新宮町桜山手 1 丁目 2-1
	杜の宮かなだ歯科医院	0	歯・小歯・矯歯・口外	410-1455 FAX 410-1451	新宮町杜の宮 4 丁目 5-11
	安河内歯科医院	0	歯・小歯・口外・矯歯	962-0540 FAX 405-1020	新宮町下府 5 丁目 11-3

第２章　例規、基準、応援協定等

○新宮町災害対策本部条例

昭和３７年９月２９日

新宮町条例第２号

（目的）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２３条第７項の規定に基づき、新宮町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第２条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

２　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。

３　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（班）

第３条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に班を置くことができる。

２　班に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

３　班に班長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

４　班長は、班の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第４条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に、災害地にあって当該災害対策本部の事務の一部を行う組織として、現地災害対策本部を置くことができる。

２　現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

３　現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（雑則）

第５条　前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し、必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附　則

この条例は、昭和３７年１０月１日から施行する。

附　則（平成９年７月２日条例第１１号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成１６年１２月２８日条例第２２号）

この条例は、公布の日から施行する。

○新宮町防災会議条例

昭和３７年９月２９日

新宮町条例第１号

（趣旨）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第１６条第６項の規定に基づき、新宮町防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び所掌事務に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

（１）　新宮町地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。

（２）　新宮町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。

（組織）

第３条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

２　委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

（１）　福岡県知事の部内の職員のうちから町長が福岡県知事の同意を得て任命する者

（２）　福岡県警察の警察官のうちから町長が当該所属長の同意を得て任命する者

（３）　町長が、その部内のうちから指名する者

（４）　教育長

（５）　消防団長

（６）　粕屋北部消防本部消防長

（７）　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が当該機関の長の同意を得て任命する者

（８）　その他町長が特に必要と認めた者

３　前項の委員の定数は、３０人以内とする。

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員が、委嘱又は任命されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

（会長）

第５条　会長は、町長をもって充てる。

２　会長は、会務を総理し、防災会議を代表する。

３　会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

（招集）

第６条　防災会議は、会長が招集する。

（会議）

第７条　防災会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

２　会長は、会議の議長となる。

３　議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（専門委員）

第８条　防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、指定地方行政機関の職員、福岡県知事の部内の職員、町職員、指定公共機関の職員、指定地方公共機関の職員及び知識経験を有する者のうちから町長が委嘱又は任命する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（庶務）

第９条　防災会議の庶務は、地域協働課において処理する。

（委任）

第１０条　この条例に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この条例は、昭和３７年１０月１日から施行する。

附　則（平成４年１１月３０日条例第４６号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成９年７月２日条例第１０号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成１２年３月２７日条例第２号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成１２年４月１日から施行する。

附　則（平成１６年１２月２８日条例第２２号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成２４年９月１１日条例第１５号）

この条例は、平成２４年１０月９日から施行する。

○新宮町防災会議規則

平成４年１２月２１日

新宮町規則第２１号

（趣旨）

第１条　この規則は、新宮町防災会議条例（昭和３７年新宮町条例第１号）第１０条の規定に基づき、新宮町防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（招集通知）

第２条　会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議開催の日時、場所及び付議案件を委員に通知しなければならない。

（会議録）

第３条　議長は、会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

（１）　会議の日時及び場所

（２）　出席者の氏名

（３）　会議に付した事件の件名及び議事の経過

（４）　議決した事項

（５）　その他必要と認める事項

（委任）

第４条　この規則に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

○新宮町消防団の組織等に関する規則

昭和４７年４月１日

新宮町規則第２号

（趣旨）

第１条　この規則は、消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第１８条第２項及び第２３条第２項の規定に基づき、消防団の組織及び消防団員の階級等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　新宮町消防団の設置等に関する条例（昭和４７年新宮町条例第８号）に基づき設置した新宮町消防団の組織は、本部のほか１３個分団で構成する。

２　前項の本部及び分団の組織並びに事務分掌については、別に定める。

（本部の位置）

第３条　消防団の本部は、新宮町役場内に置く。

（分団の名称及び区域）

第４条　消防団の各分団の名称及び区域は、次の表のとおりとする。

名称	区域
本部分団	新宮町一円
第１分団	新宮区
第２分団	下府１、２区、杜の宮区
第３分団	上府区、中央駅前区
第４分団	夜臼１、４区
第５分団	湊区、湊坂区
第６分団	緑ケ浜区、中央駅西区、よつば区
第７分団	的野区
第８分団	立花口区、花立花区
第９分団	三代区

第１０分団	原上区、ファーネスト新宮区
第１１分団	夜臼２、３区、桜山手区
水上分団	相島区及び新宮町の海岸

（消防団員の階級）

第５条　消防団員（以下「団員」という。）の階級は、消防団長（以下「団長」という。）、副団長、分団長、副分団長、班長及び団員とする。

（団員の職務）

第６条　団員の職務内容は、次の表のとおりとする。

階級	職務内容
団長	消防団の事務を統轄し、団員を指揮監督する。
副団長	団長を補佐し、団長に事故があるとき又は団長が欠けたときは、その職務を代理する。
分団長	団長の命を受け、当該分団の事務を掌理し、所属の団員を指揮監督する。
副分団長	分団長を補佐し、分団長に事故があるとき又は分団長が欠けたときは、その職務を代理する。
班長	上司の命を受け、当該班の事務を掌る。
団員	上司の命を受け、消防事務に従事する。

（団員の配置の基準）

第７条　本部及び各分団の配置の基準は、次の表のとおりとする。

階級別／分団別	団長	副団長	分団長	副分団長	班長	団員	計
本部	1	2			2	5	１０
本部分団			1	1	3	１２	１７
第１分団			1	1	3	9	１４
第２分団			1	1	3	１３	１８
第３分団			1	1	3	１５	２０
第４分団			1	1	3	１０	１５

第５分団			1	1	3	8	１３
第６分団			1	1	3	9	１４
第７分団			1	1	3	8	１３
第８分団			1	1	3	１８	２３
第９分団			1	1	3	１３	１８
第１０分団			1	1	3	１２	１７
第１１分団			1	1	3	１０	１５
水上分団			1	2	5	３１	３９
計	1	2	１３	１４	４３	１７３	２４６

（訓練、礼式）

第８条　団員の訓練及び礼式については、消防訓練礼式の基準（昭和４０年７月消防庁告示第１号）によるものとする。

（服制）

第９条　団員の服制については、消防団員服制基準（昭和２５年２月国家公安委員会告示第１号）によるものとする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和５５年３月２５日規則第１号）

この規則は、昭和５５年４月１日から施行する。

附　則（昭和６１年３月１２日規則第６号）

この規則は、昭和６１年４月１日から施行する。

附　則（平成７年３月１４日規則第７号）

この規則は、平成７年４月１日から施行する。

附　則（平成１１年８月２３日規則第１１号）

この規則は、公布の日から施行し、平成１１年７月１日から適用する。

附　則（平成１２年３月３１日規則第６号）

この規則は、平成１２年４月１日から施行する。

附　則（平成１４年6月7日規則第２３号）

この規則は、平成１４年7月1日から施行する。

附　則（平成１６年１２月２８日規則第１５号）

この規則は、新宮町公告式条例等の一部を改正する条例（平成１６年新宮町条例第２２号）の施行の日から施行する。

附　則（平成１９年8月３０日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２５年7月１８日規則第１６号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２７年3月２４日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２８年8月２９日規則第１９号）

この規則は、公布の日から施行し、平成２８年7月１５日から適用する。

附　則（平成２９年2月１３日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、平成２９年1月1日から適用する。

○新宮町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例

昭和４７年４月１日

新宮町条例第９号

（趣旨）

第１条　この条例は、消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第１９条、第２２条、第２３条、第２４条及び第２５条の規定に基づき、非常勤の消防団員（以下「団員」という。）の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等について定めるものとする。

（定員）

第２条　団員の定数は、次の表のとおりとする。

団長	１人
副団長	２人
分団長	１３人
副分団長	１４人
班長	４３人
一般団員	１７３人
計	２４６人

（任用）

第３条　消防団長（以下「団長」という。）は、消防団の推薦に基づき町長が任命し、団長以外の団員は、次の各号に掲げる資格を有する者のうちから町長の承認を得て団長が任命する。

（１）　町内に居住し、又は勤務する者

（２）　年齢１８歳以上の者

（３）　志操堅固で身体強健な者

２　団長及び副団長の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

（欠格条項）

第４条　次の各号の一に該当する者は、団員となることができない。

（１）　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

（２）　第６条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

（３）　６か月以上本町内の居住地を離れて生活する者

（分限）

第５条　任命権者は、団員が次の各号の一に該当する場合においてはこれを降任し、又は免職することができる。

（１）　勤務成績がよくない場合

（２）　心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

（３）　前２号に定める場合のほか、団員に必要な適格性を欠く場合

（４）　第２条に規定する定数の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合

２　団員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その身分を失う。

（１）　前条第１号又は第３号のいずれかに該当するに至った場合

（２）　当該分団の区域外に居住地を移転し、又は勤務場所を移した場合

（懲戒）

第６条　任命権者は、団員が次の各号の一に該当するときは、懲戒処分として戒告、停職又は免職の処分をすることができる。

（１）　消防に関する法令、条例又は規則に違反したとき。

（２）　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（３）　団員としてふさわしくない非行があったとき。

２　停職は、１か月以内の期間を定めて行う。

（手続）

第７条　分限及び懲戒に関する処分の手続については、規則で定める。

（服務）

第８条　団員は、団長の招集により出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、災害（「水火災又は地震等の災害」をいう。以下同じ。）の発生を

知ったときは、あらかじめ団長が定めた出動計画に従い、直ちに出動し、職務に従事しなければならない。

（団員が居住地を離れる場合の義務）

第９条　団員が１０日以上居住地を離れる場合は、団長にあっては町長に、その他の団員にあっては団長に届けなければならない。ただし、特別の事情がない限り団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

（秘密保持の義務）

第１０条　団員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（阻害行為等の禁止）

第１１条　団員は、消防団の正常な運営を阻害し、又は著しくその活動能率を低下させる等の集団的行動を行ってはならない。

（報酬）

第１２条　団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

２　団員には、次により、年額報酬を支給する。

（１）　団長　年額　２０４，５００円

（２）　副団長　年額　１４２，５００円

（３）　分団長　年額　９６，５００円

（４）　副分団長　年額　５１，５００円

（５）　班長　年額　４４，５００円

（６）　一般団員　年額　３６，５００円

３　団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合においては、次により出動報酬を支給する。

（１）　災害の場合　一日につき　８，０００円。ただし、災害の活動時間が４時間以内の場合は、４，０００円とする。

（２）　警戒の場合　一日につき　３，０００円

（３）　訓練の場合　一日につき　３，０００円

（４）　消防教育、行事等に参加する場合　一日につき　３，０００円

（費用弁償）

第１３条　団員が公務遂行のため旅行したときは、新宮町非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和３２年新宮町条例第３号）第３条に規定する費用弁償を支給する。

（公務災害補償）

第１４条　団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害となった場合においては、その団員又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し損害を補償する。

（退職報償金）

第１５条　団員が退職した場合においては、その者（死亡による退職の場合は、その者の遺族）に退職報償金を支給する。

２　退職報償金の額及び支給方法については、別に定める。

附　則

１　この条例は、昭和４７年４月１日から施行する。

２　新宮町消防団条例（昭和３０年新宮町条例第２５号）は、廃止する。

附　則（昭和４８年３月３０日）

この条例は、昭和４８年４月１日から施行する。

附　則（昭和４９年３月３０日）

この条例は、昭和４９年４月１日から施行する。

附　則（昭和５０年３月２８日）

この条例は、昭和５０年４月１日から施行する。

附　則（昭和５２年４月９日条例第９号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和５２年４月１日から適用する。

附　則（昭和５３年３月３１日条例第１６号）

この条例は、昭和５３年４月１日から施行する。

附　則（昭和５４年４月１日条例第１１号）

この条例は、昭和５４年４月１日から施行する。

附　則（昭和５５年３月２５日条例第７号）

この条例は、昭和５５年４月１日から施行する。

附　則（昭和５６年３月２５日条例第９号）

この条例は、昭和５６年４月１日から施行する。

附　則（昭和５７年６月３０日条例第１７号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の新宮町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の規定は、昭和５７年４月１日から適用する。

附　則（昭和５９年３月２６日条例第２号）

この条例は、昭和５９年４月１日から施行する。

附　則（昭和６０年３月２９日条例第７号）

この条例は、昭和６０年４月１日から施行する。

附　則（昭和６１年３月１４日条例第７号）

この条例は、昭和６１年４月１日から施行する。

附　則（昭和６２年３月２６日条例第２号）

この条例は、昭和６２年４月１日から施行する。

附　則（昭和６３年３月２６日条例第４号）

この条例は、昭和６３年４月１日から施行する。

附　則（平成元年３月３１日条例第６号）

この条例は、平成元年４月１日から施行する。

附　則（平成２年３月２６日条例第２号）

この条例は、平成２年４月１日から施行する。

附　則（平成３年６月２７日条例第１５号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の新宮町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の規定は、平成３年４月１日から適用する。

附　則（平成４年３月１３日条例第１号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の新宮町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の規定は、平成４年４月１日から適用する。

附　則（平成５年３月１６日条例第３号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の新宮町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の規定は、平成５年４月１日から適用する。

附　則（平成６年３月３１日条例第３号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の新宮町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の規定は、平成６年４月１日から適用する。

附　則（平成７年３月１４日条例第４号）

この条例は、平成７年４月１日から施行する。

附　則（平成８年３月２９日条例第９号）

この条例は、平成８年４月１日から施行する。

附　則（平成９年３月２８日条例第４号）

この条例は、平成９年４月１日から施行する。

附　則（平成１０年３月２３日条例第５号）

この条例は、平成１０年４月１日から施行する。

附　則（平成１１年３月３０日条例第３号）

この条例は、平成１１年４月１日から施行する。

附　則（平成１２年３月２７日条例第３号）

１　この条例は、平成１２年４月１日から施行する。

２　民法の一部を改正する法律（平成１１年法律第１４９号）による改正前の民法（以下「旧法」という。）の規定による禁治産の宣告を受けた禁治産者は、改正後の民法（以下「新法」という。）の規定による後見開始の審判を受けた成年被後見人とみなす。

３　旧法の規定による心神耗弱を原因とする準禁治産の宣告を受けた準禁治産者は、新法の規定による保佐開始の審判を受けた被保佐人とみなす。

附　則（平成１７年３月２２日条例第５号）

この条例は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則（平成１８年９月１２日条例第１７号）

この条例は、公布の日から施行し、平成１８年６月１４日から適用する。

附　則（平成１８年１２月２０日条例第３５号）

（施行期日）

１　この条例は、平成１９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日前に出発した出張については、なお従前の例による。

附　則（平成２６年３月２４日条例第６号）

この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則（令和元年１２月５日条例第３１号）

この条例は、令和元年１２月１４日から施行する。

附　則（令和３年１１月３０日条例第１２号）

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

○災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和４９年１２月２３日

新宮町条例第８号

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和４８年法律第８２号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和４８年政令第３７４号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

（１）　災害　暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

（２）　町民　災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有した者をいう。

第２章　災害弔慰金の支給

（災害弔慰金の支給）

第３条　町は、町民が令第１条に規定する災害（以下この章及び次章において、単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第４条　災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第３条第２項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

（１）　死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄

弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。

（２）　前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

イ　配偶者

ロ　子

ハ　父母

ニ　孫

ホ　祖父母

（３）　死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

２　前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

３　遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前２項の規定により難いときは、前２項の規定にかかわらず、第１項の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。

４　前３項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が２人以上あるときは、その１人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

（災害弔慰金の額）

第５条　災害により死亡した者１人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては５００万円とし、その他の場合にあっては２５０万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

（死亡の推定）

第６条　災害の際、現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第４条

の規定によるものとする。

（支給の制限）

第７条　弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

（１）　当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

（２）　令第２条に規定する場合

（３）　災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、町長が支給を不適当と認めた場合

（支給の手続）

第８条　町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

２　町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第３章　災害障害見舞金の支給

（災害障害見舞金の支給）

第９条　町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

（災害障害見舞金の額）

第１０条　障害者１人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては２５０万円とし、その他の場合にあっては１２５万円とする。

（準用規定）

第１１条　第７条及び第８条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第４章　災害援護資金の貸付け

（災害援護資金の貸付け）

第１２条　町は、令第３条に掲げる災害により、法第１０条第１項各号に掲げる被害を受け

た世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

２　前項に掲げる世帯は、その所得について法第１０条第１項に規定する要件に該当するものでなければならない。

（災害援護資金の限度額等）

第１３条　災害援護資金の１災害における１世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　療養に要する期間がおおむね１月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ　家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね３分の１以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合　１５０万円

ロ　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　２５０万円

ハ　住居が半壊した場合　２７０万円

ニ　住居が全壊した場合　３５０万円

（２）　世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　１５０万円

ロ　住居が半壊した場合　１７０万円

ハ　住居が全壊した場合（ニの場合を除く。）　２５０万円

ニ　住居の全体が滅失又は流失した場合　３５０万円

（３）　第１号のハ又は前号のロ若しくはハにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には「２７０万円」とあるのは「３５０万円」と、「１７０万円」とあるのは「２５０万円」と、「２５０万円」とあるのは「３５０万円」と読み替えるものとする。

２　災害援護資金の償還期間は、１０年とし、据置期間はそのうち３年（令第７条第２項括弧書の場合は、５年）とする。

（利率）

第１４条　災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の

場合を除き年１パーセント以内で町長が定める率とする。

（償還等）

第１５条　災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

２　償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

３　償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第１３条、第１４条第１項及び第１６条並びに令第８条、第９条及び第１２条の規定によるものとする。

第５章　新宮町災害弔慰金等支給審査委員会

（設置）

第１６条　災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、新宮町災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（組織）

第１７条　委員会は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する委員５人以内をもって組織する。

（１）　弁護士

（２）　医師

（３）　新宮町社会福祉協議会会長

（４）　前３号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

（委員の任期）

第１８条　委員の任期は、委嘱の日から３年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の委嘱期間は、前任者の残任期間とする。

第６章　雑則

（規則への委任）

第１９条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和５０年７月２９日）

この条例は、公布の日から施行し、昭和５０年６月１日から適用する。

附　則（昭和５１年１２月２８日）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和５３年６月３０日条例第２４号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和５７年１２月２８日条例第２３号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第９条、第１０条及び第１１条の規定は、昭和５７年７月１０日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害見舞金の支給について適用する。

附　則（平成３年１２月１３日条例第２６号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例の第５条、第１０条、第１３条の規定は、平成３年１２月１日から適用する。

附　則（平成２３年９月１２日条例第１３号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第４条第１項の規定は、平成２３年３月１１日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附　則（平成３１年３月７日条例第６号）

（施行期日）

１　この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第１４条及び第１５条第３項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附　則（令和元年９月１０日条例第２２号）

この条例は、公布の日から施行する。

○災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和４９年１２月２３日

新宮町規則第４号

第１章　総則

（目的）

第１条　この規則は、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和４９年新宮町条例第８号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第２章　災害弔慰金の支給

（支給の手続）

第２条　町長は、条例第３条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

（１）　死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日

（２）　死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況

（３）　死亡者の遺族に関する事項

（４）　支給の制限に関する事項

（５）　前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第３条　町長は、この町の区域外で死亡した町民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

２　町長は、町民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第３章　災害障害見舞金の支給

（支給の手続）

第４条　町長は、条例第９条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

（１）　障害者の氏名、性別、生年月日

（２）　障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況

（３）　障害の種類及び程度に関する事項

（４）　支給の制限に関する事項

（５）　前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第５条　町長は、町の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった町民に対し負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

２　町は、障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第１号）を提出させるものとする。

第４章　災害援護資金の貸付け

（借入れの申込み）

第６条　災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した借入申込書（様式第２号）を町長に提出しなければならない。

（１）　借入申込者の住所、氏名及び生年月日

（２）　貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法

（３）　貸付けを受けようとする理由及び資金の使途についての計画

（４）　前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

２　借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

（１）　世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書

（２）　県内の他市町村での負傷を理由とする借入申込者にあっては、負傷地の官公署の発行する被災証明書

（３）　被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を１月から５月までの間に受けた場合にあっては、前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書

（４）　その他町長が必要と認めた書類

３　借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月１日から起算して３月を経過する日までに提出しなければならない。

（調査）

第７条　町長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討のうえ当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

（利率）

第８条　条例第１４条の規定による災害援護資金の利率は、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和３９年政令第２２４号）に基づく母子父子寡婦福祉資金の利率に準じるものとする。

（貸付けの決定）

第９条　町長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書（様式第３号）を借入申込者に交付するものとする。

２　町長は、借入申込者に対して資金を貸し付けない旨を決定したときは、貸付不承認決定通知書（様式第４号）を借入申込者に通知するものとする。

（借用書の提出）

第１０条　貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、借用書（様式第５号）に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）の印鑑証明書を添えて、町長に提出しなければならない。

（貸付金の交付）

第１１条　町長は、前条の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

（償還の完了）

第１２条　町長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

（繰上償還の申出）

第１３条　繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（様式第６号）を町長に提出する

ものとする。

（償還金の支払猶予）

第１４条　借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他町長が必要と認める事項を記載した申請書（様式第７号）を、町長に提出しなければならない。

２　町長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他町長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書（様式第８号）を、当該借受人に交付するものとする。

３　町長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（様式第９号）を、当該借受人に交付するものとする。

（違約金の支払免除）

第１５条　借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書（様式第１０号）を町長に提出しなければならない。

２　町長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書（様式第１１号）を当該借受人に交付するものとする。

３　町長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（様式第１２号）を、当該借受人に交付するものとする。

（償還免除）

第１６条　災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他町長が必要と認める事項を記載した申請書（様式第１３号）を、町長に提出しなければならない。

２　前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

（１）　借受人の死亡を証する書類

（２）　借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

（３）　借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書

類

3　町長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書（様式第１４号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

4　町長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書（様式第１５号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

第１７条　町長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

第１８条　借受人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は速やかに、その旨を町長に氏名等変更届（様式第１６号）を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族が代わってその旨を届け出るものとする。

（新宮町災害弔慰金等支給審査委員会の委員長及び副委員長）

第１９条　条例第１６条の規定に基づく新宮町災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）に委員長及び副委員長各１人を置く。

2　委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員長が委員の中から指名する。

3　委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

（会議）

第２０条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2　会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4　委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意

見を聴くことができる。

（守秘義務）

第２１条　委員は、職務上知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第２２条　委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

（委任）

第２３条　法令及びこの規則に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

（雑則）

第２４条　この規則に定めるもののほか、災害弔慰金並びに災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、昭和４９年１２月２３日から施行する。

附　則（昭和５７年１２月２８日規則第８号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第４条及び第５条の規定は、昭和５７年７月１０日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附　則（平成４年１２月２１日規則第１３号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成１６年１２月２８日規則第１５号）

この規則は、新宮町公告式条例等の一部を改正する条例（平成１６年新宮町条例第２２号）の施行の日から施行する。

附　則（平成３１年３月２９日規則第５号）

（施行期日）

１　この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規則による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則第６条、第８条、第１０条及び第１８条の規定は、この規則の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附　則（令和元年９月１０日規則第１１号）

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（招集の特例）

2　最初の会議は、第２０条第１項の規定にかかわらず、町長が招集する。

災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定

（目的）

第１条　この協定は、福岡県内の地域に災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号。以下「災対法」という。）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、災対法第６７条第１項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、福岡県内のすべての市町村が相互に協力することを確認し、相互応援に関する基本的な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第２条　この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
(2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復１日等に必要な資機材及び物資の提供
(3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
(4) 救助及び応急復１日に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
(5) 被災者の一時収容のための施設の提供
(6) 被災傷病者の受入れ
(7) 遺体の火葬のための施設の提供
(8) ゴミ・し尿等の処理のための施設の提供
(9) ボランティアの受付及び活動調整
(10)前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続き）

第３条　被災市町村の長は、個別に他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請するものとする。

(1) 被害の状況
(2) 応援の種類
(3) 応援の具体的な内容及び必要量
(4) 応援を希望する期間
(5) 応援場所及び応援場所への経路
(6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

２　被災市町村の長は、複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合には、前項に掲げる事項を明らかにして電話等により福岡県知事（以下「知事」という。）に対し応援要請の依頼を行うものとし、知事は、他の市町村の長に対して速やかに要請内容を伝達するものとする。

３　応援を受けた被災市町村の長は、応援を実施した市町村の長に対し、後日速やかに要請文書を提出するものとする。

（応援の実施）

第４条　前条第１項の規定により応援要請を受けた市町村の長は、応援の内容を電話等により要請した被災市町村の長に連絡し、その後直ちに応援を実施するものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡するものとする。

２　前条第２項の規定により要請内容の伝達を受けた市町村の長は、受諾の可否を速やかに決定し、応援の可否及び応援を実施する場合は、その内容を知事に対し電話等により連絡するとともに応援を実施するものとする。

（自主応援）

第５条　被災市町村の長からの応援要請又は知事からの応援要請の依頼がない場合においても、被害の状況に応じ緊急に応援することを必要と認めた市町村の長は、自主的に応援を行うものとする。

２　前項の場合において、応援を行おうとする市町村の長は、応援の内容をあらかじめ電話等により被災市町村の長に連絡するとともに、応援を実施する旨及びその内容を知事に連絡するものとする。

（応援の調整）

第６条　知事は、前２条に定める相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう応援の調整を行うことができるものとする。

（応援経費の負担）

第７条　応援に要した費用は、応援を受けた市町村で負担するものとする。

２　応援を受けた市町村において前項の規定により負担する費用を支弁するいとまがないときは、応援を受けた市町村の求めにより応援した市町村は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

３　前２項の規定によりがたいときは、その都度、関係市町村間で協議して定める。

（情報の交換等）

第８条　市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を相互に交換するとともに、平常時から応援の受入れ体制の整備に努めるものとする。

（その他）

第９条　この協定の実施に関し必要な事項については、その都度協議して定めるものとする。

附　則

１　この協定は、平成１７年４月２６日から施行する。

２　この協定の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

福岡県消防相互応援協定書

（目的）

第１条　この協定は、消防組織法（昭和２２年法律第２２６号。以下「法」という。）第３９条の規定に基づき、福岡県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）の消防相互応援について必要な事項を定め、県内において大規模災害等が発生した場合に相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

（地域区分）

第２条　この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町村等を別表に掲げる地域に区分する。

（対象とする災害）

第３条　この協定の対象とする災害は、次に掲げる災害とする。

（１）林野火災、高層建築物火災、危険物火災等の大規模火災

（２）地震、風水害その他大規模災害

（３）航空機事故、列車事故等で大規模又は特殊な救急・救助事故

（４）武力攻撃が疑われる災害

（５）放射性物質、生物剤又は化学剤による災害

（６）その他各号に掲げる災害に準ずる災害で、応援が必要と判断されるもの

（応援要請）

第４条　応援要請は災害が発生した市町村等（以下「要請側」という。）の長又は消防長から、協定市町村等の長又は消防長に対し、災害規模等に応じて次の各号の区分により行う。

（１）第一要請

　　第２条に規定する地域内の市町村等に対して行う応援要請

（２）第二要請

　　第一要請に加えて、他の地域の市町村等に対して行う応援要請

２　応援要請は、原則として第一要請、第二要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長又は消防長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

（応援隊の派遣及び中断）

第５条　前条の規定により応援の要請を受けた市町村等（以下「応援側」という。）の長又は消防長は、当該発災市町村等における災害対応を応援するため、消防隊（以下「応援隊」という。）を派遣するものとする。ただし、やむを得ない理由により派遣し難い場合は、派遣をしないことができるものとする。

２　応援側の都合で応援隊を復帰させるべき特別の事態が生じた場合においては、応援側の長又は消防長は、要請側の長又は消防長と協議の上応援を中断することができるものとする。

（迅速な応援出動態勢の確立）

第６条　協定市町村等の長又は消防長は、大規模災害等の発生に際し、要請側の長又は消防長と連絡が取れない場合又は被害状況が確認できない場合等の特に緊急を要するときには、第４条に規定する応援要請を待たず、先行調査のため、必要な応援隊（以下「先遣隊」という。）を派遣できるものとする。

２　先遣隊を派遣した応援側の都合で先遣隊を復帰させるべき特別な事態が生じた場合においては、応援側の長又は消防長は、先遣隊の派遣を中断することができるものとする。

（通報）

第７条　応援を要請した場合又は応援隊等を派遣した場合や派遣を中断した場合において、要請側又は応援側の長又は消防長は、その旨を福岡県に対して通報するものとする。

（応援側の指揮）

第８条　応援隊は、法第４７条の規定に基づき要請側の長の指揮の下に行動するものとする。

（経費の負担）

第９条　応援に関し要した経費については、次の各号に定めるところにより負担するものとする。

（１）応援側の負担する経費

ア　消防機械器具の燃料費（補給燃料を除く。）及び小破損の修理費

イ　消防職員及び消防団員の給与その他の給付に関する経費

ウ　消防職員及び消防団員が負傷、疾病又は死亡した場合における補償費及び賞じゅつ金等

エ　交通事故における損害賠償費等

オ　応援側の重大な過失により発生した事故に要する経費

（２）要請側の負担する経費

前号に定める経費以外の経費

２　前項に定める費用負担について疑義を生じた場合は、当該市町村等において協議のうえ決定するものとする。

（消防団応援）

第１０条　消防団の応援に関する必要な事項は、別に定めるものとする。

（航空消防応援）

第１１条　この協定の規定にかかわらず、航空消防の応援については、別に定める要綱によるものとする。

（改廃）

第１２条　この協定の改廃は、協定市町村等の長の協議により行うものとする。

（委任）

第１３条　この協定の実施に関し必要な事項は、市町村等の消防長が協議して定める。

附　則

1　この協定は、令和２年４月１日から効力を生じる。

2　平成２５年３月２８日付けで関係市町村等の間において締結した福岡県消防相互応援協定（以下「旧協定」という。）は、その効力を失う。ただし、この協定の効力が生じる日前に行われた消防相互応援に関する経費の負担については、旧協定第１０条の規定は、なおその効力を有する。

別表（協定第２条関係）

地域	構成市町村等
（１）北九州地域	北九州市　行橋市　豊前市　中間市　芦屋町　水巻町　岡垣町　遠賀町　苅田町　みやこ町　吉富町　上毛町　築城町　京築広域市町村圏事務組合　遠賀・中間地域広域行政事務組合
（２）筑豊地域	直方市　飯塚市　田川市　宮若市　嘉麻市　小竹町　鞍手町　桂川町　香春町　添田町　糸田町　川崎町　大任町　赤村　福地町　飯塚地区消防組合　福岡県田川地区消防組合　直方・鞍手広域市町村圏事務組合
（３）福岡地域	福岡市　筑紫野市　春日市　大野城市　宗像市　太宰府市　古賀市　福津市　糸島市　那珂川市　宇美町　篠栗町　志免町　須恵町　新宮町　久山町　粕屋町　筑紫野大宰府消防組合　春日・大野城・那珂川消防組合　粕屋南部消防組合　粕屋北部消防組合　宗像地区事務組合
（４）筑後地域	大牟田市　久留米市　柳川市　八女市　筑後市　大川市　小郡市　うきは市　朝倉市　みやま市　筑前町　東峰村　太刀洗町　大木町　広川町　浜地区消防組合　久留米広域市町村圏事務組合　甘木・朝倉広域市町村圏事務組合

福岡都市圏市町消防相互応援協定書

消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第３９条の規定に基づき、福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町及び粕屋町並びに筑紫野大宰府消防組合、春日・大野城・那珂川消防組合、粕屋南部消防組合、宗像地区事務組合及び粕屋北部消防組合（以下「福岡都市圏市町」という。）の各市町及び組合の長（以下「市町長」という。）は、消防相互応援に関して次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、福岡都市圏市町の区域において、火災、救急・救助事案その他の災害（以下「災害等」という。）が発生したときに、災害等による被害を最小限度に防止するために行う福岡都市圏市町の消防相互応援に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象とする災害）

第２条　この協定の対象とする災害等は、福岡県消防相互応援協定において対象とする大規模災害等以外のものとする。

（応援の原則）

第３条　福岡都市圏市町の消防相互応援は、災害等が発生した福岡都市圏市町の市町長の応援要請等に基づき行うものとする。

２　前項の応援要請等を受けた福岡都市圏市町の市町長は、直ちに消防隊（消防器具を装備した消防吏員又は消防団員の１隊をいう。以下同じ。）を出動させるものとする。ただし、当該福岡都市圏市町の区域において災害発生その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

（応援出動の区分）

第４条　応援出動は、次の各号に掲げる区分により行うものとする。

（１）計画出動　別表「応援出動を行う福岡都市圏市町の出動区域」の範囲内において、別に定める出動計画（以下「出動計画」という。）に基づき、あらかじめ指定された消防隊が計画的に出動するものをいう。

（２）特別出動　災害等が発生した福岡都市圏市町の市町長の応援要請に基づき、消防隊が出動するものをいう。

（３）応急出動　福岡都市圏市町の消防隊が、その属する福岡都市圏市町以外の区域において災害等を覚知した場合で、その災害等の状況から特に緊急を要すると認めるときに出動するものをいう。

（４）調査出動　災害等が発生した福岡都市圏市町の市町長と連絡が取れない場合において、その災害等の状況から特に緊急を要し、第２号に規定する特別出動の養成を待つい

とまがないと認められるときに、当該要請を待たず災害等の初動段階での先行調査のため、福岡市及び災害等が発生した福岡都市圏市町の区域に隣接する福岡都市圏市町（福岡市を除く。）の消防隊が出動するものをいう。

（費用の負担）

第５条　応援に要する費用の負担は、次の各号に掲げるところによる。

（１）応援した福岡都市圏市町（以下「応援市町」という。）が負担する費用

ア　消防機械器具の燃料費（補給燃料を除く。）及び小破壊の修理費

イ　消防職員及び消防団員の人件費

ウ　消防職員及び消防団員が負傷し、疾病にかかり又は死亡したア場合における保障費及び賞じゅつ金等

エ　交通事故における損害賠償費等

オ　応援側の重大な過失により発生した事故に要する費用

（２）応援を受けた福岡都市圏市町（以下「受援市町」という。）が負担する費用

前号に定める費用以外の費用

２　前項に定める費用負担について疑義が生じた場合は、応援市町及び受援市町が協議して定めるものとする。

（改廃）

第６条　この協定の改廃は、福岡都市圏資料の協議のうえ行うものとする。

（委任）

第７条　この協定の実施に関し必要な事項は、福岡都市圏市町の消防長が協議して定めるものとする。

（協定書の保管）

第８条　この協定の締結を証するため、本書２２通を作成し、記名押印のうえ各１通を保有するものとする。

附　則

１　この協定は、平成２７年１２月１５日から効力を生じる。

２　平成１８年１０月１０日付で締結した福岡都市圏市町消防相互応援協定（以下「旧協定」という。）は、その効力を失う。ただし、この協定の効力が生じる日前に行われた消防相互応援に関する費用の負担について、旧協定第３条の規定する協議が終了していないものについては、なおその効力を有する。

別表　応援出動を行う福岡都市圏資料の出動区域

応援出動を行う市町及び消防本部	応援先市町
福岡市	春日市・大野城市・糸島市・那珂川市・宇美町・志免町・新宮町・久山町・粕屋町

筑紫野市	大野城市・太宰府市・那珂川市・宇美町
春日市	福岡市・太宰府市・那珂川市
大野城市	福岡市・筑紫野市・春日市・太宰府市・那珂川市・宇美町・志免町
宗像市	福津市
太宰府市	筑紫野市・大野城市・宇美町
古賀市	福津市・新宮町・久山町
福津市	宗像市・古賀市
糸島市	福岡市
那珂川町	福岡市・筑紫野市・春日市・大野城市
宇美町	福岡市・大野城市・筑紫野市・太宰府市・志免町・須恵町
篠栗町	須恵町・久山町・粕屋町
志免町	福岡市・大野城市・宇美町・須恵町・粕屋町
須恵町	篠栗町・宇美町・志免町・粕屋町
新宮町	福岡市・古賀市・久山町
久山町	福岡市・古賀市・篠栗町・新宮町・粕屋町
粕屋町	福岡市・篠栗町・志免町・須恵町・久山町
筑紫野大宰府消防組合	大野城市・那珂川市・宇美町
春日･大野城･那珂川消防組合	福岡市・筑紫野市・太宰府市・宇美町
粕屋南部消防組合	福岡市・筑紫野市・大野城市・太宰府市・古賀市・新宮町
宗像地区事務組合	古賀市
粕屋北部消防組合	福岡市・福津市・久山町

第３章　国、県の例規、基準等

火災・災害等即報要領

昭和 59 年 10 月 15 日
消防災第 267 号消防庁長官

第１　総則

１．趣旨

この要領は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 40 条の規定に某づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

(参考)
消防組織法第 40 条
　消防庁長官は、都道府県及び市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

２．火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。
なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領(平成 6 年 4 月 21 日付消防災第 100 号)」、「災害報告取扱要領(昭和 45 年 4 月 10 日付消防防第 246 号)」、「救急事故等報告要領(昭和 57 年 12 月 28 日付消防救第 53 号)」の定めるところによる。

３．報告手続

(1)　「第 2 即報基準」に該当する火災又は事故((1)において「火災等」という。)が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村(当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合をいう。(1)及び(5)において同じ。)は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2 以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置(火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等)を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

(2) 「第 2 即報基準」に該当する災害が発生した場合には、当該災害が発生した地域の属する市町村は、災害に関する即報を都道府県に報告するものとする。

(3) 「第 2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報を消防庁に報告を行うものとする。

(4) 「第 3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うものとする。

(5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告するものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

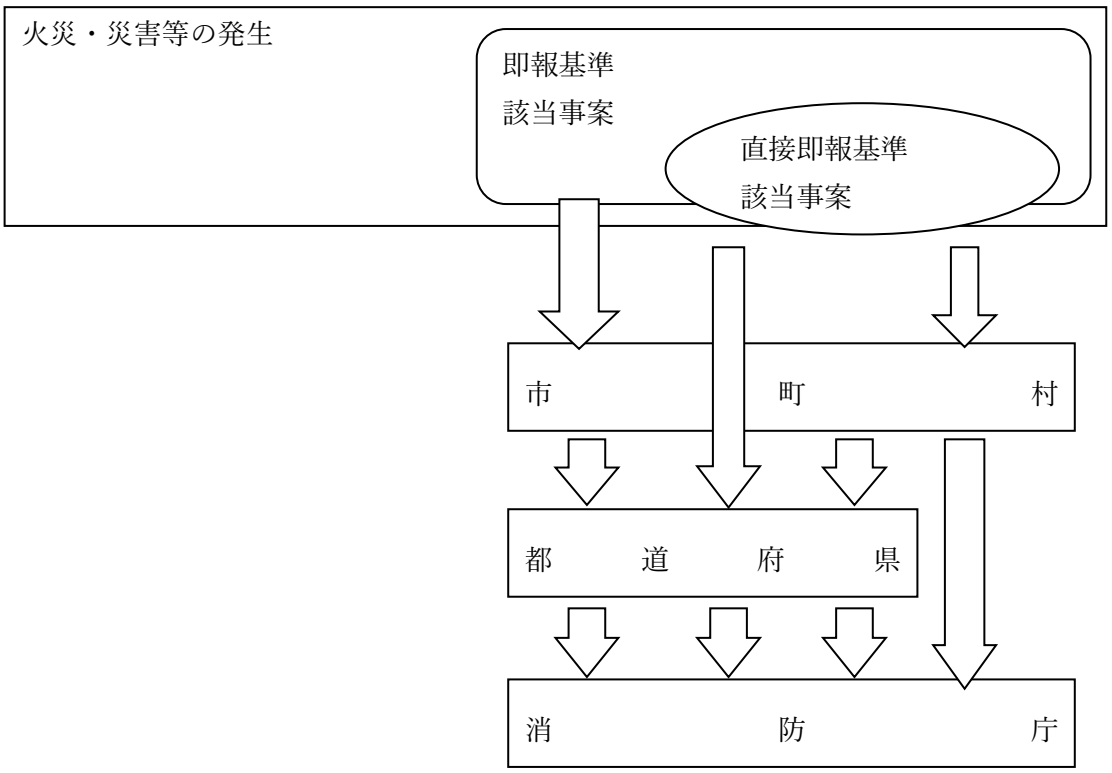

4．報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。また、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、様式によることができない場合には、この限りではない。また、電話による報告も認められるものとする。

(1)　様式

ア　火災等即報･･･第 1 号様式及び第 2 号様式

火災及び特定の事故(火災の発生を伴うものを含む。)を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガスなどの爆発,漏洩などの事故とする.

なお、火災(爆発を除く。)については、第 1 号様式、特定の事故については、第 2 号様式により報告すること。

イ　救急・救助事故即報･･･第 3 号様式

救急事故及び救助事故を対象とする。ただし、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故については、省略すること。

ウ　災害即報･･･第 4 号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ救急・救助事故即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2)　画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体(応援団体を含む。)は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星車載局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア　「第 3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ　被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ　報道機関に取りトげられる等社会的影響度が高い火災・災害等

エ　上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5．報告に際しての留意事項

(1)　「第 2 即報基準」及び「第 3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。

(2)　市町村又は都道府県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

(3)　各都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保つものとする。

(4)　市町村が都道府県に報告できない場合にあっては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告するものとする。

(5)　(1)から(5)までにかかわらず、地震等により、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を市町村は直ちに消防庁及び都道府県に対し報告するものとする。

第 2　即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1．火災等即報

(1)　一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故(該当するおそれがある場合を含む。)について報告すること。

1)死者 3 人以上生じたもの

2)死者及び負傷者の合計が 10 人以上生じたもの

(2)　個別基準

次の火災及び事故については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む。)について報告すること。

ア．火災

ア)建物火災

1)特定防火対象物で死者の発生した火災

2)高層建築物の 11 階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの

3)「適マーク」を交付した防火対象物の火災(複合用途防火対象物で「適マーク」対象外の部分からの出火を含む。)

4)大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反対象物の火災

5)建物焼損延べ面積 3,000 平方メートル以上と推定される火災

6)損害額１億円以上と推定される火災

イ)林野火災

1)焼損面積５ｈａを超え、なお延焼が続くもの

2)人身事故を伴ったもの

3)住宅等へ延焼するおそれがある等仕会的に影響度が高いもの

4)重要な森林（保安林、自然公園等）で、県が特に必要と認めたもの

5)空中消火を行うこととしたもの又は他県等にこれを要請した場合で、なお延焼が続くもの

6)知事による自衛隊への災害派遣要請が行われたもの

ウ)交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

1)航空機火災

2)タンカー火災の他仕会的影響度が高い船舶火災

3)トンネル内車両火災

4)列車火災

エ)その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

(例示)

・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ．石油コンビナート等特別防災区域内の事故

1)危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

2)危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

3)特定事業所内の火災(1)以外のもの。)

ウ．危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等(以下「危険物等」という。)を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの(イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

(例示)

1)死者(交通事故によるものを除く。)又は行方不明者が発生したもの

2)負傷者が５名以上発生したもの

3)周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

4)500 キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

5)海上、河川への危険物等流出事故

6)高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

エ．原子力災害等

1)原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

2)放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

3)原子力災害対策特別措置法(平成ll年法律第156号)第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

4)放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ．その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故であって、仕会的に影響度が高いと認められるもの

(3)社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害・事故であっても、報道機関に取り上げられる等、仕会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

２．救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故(該当するおそれがある場合を含む。)について報告すること。

1)死者5人以上の救急事故

2)死者及び負傷者の合計が15人以トの救急事故

3)要救助者が5人以上の救助事故

4)覚知から救助完了までの所要時間が5時間以トを要した救助事故

5)その他報道機関に取り上げられる等仕会的影響度が高い救急・救助事故

(例示)

・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故

・バスの転落による救急・救助事故

・ハイジャック、及びテロ等による救急・救助事故

３．災害即報

災害即報については、次の某準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む。)について報告すること。

(1)一般基準

1)災害救助法の適用基準に合致するもの
2)都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
3)都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの

(2)個別基準

ア　地震

地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度 4 以上を記録したもの

イ　津波

津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ　風水害

1)崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
2)河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ　雪害

1)雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
2)道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ　火山災害

1)臨時火山情報が発表され、登山規制又は通行規制等を行ったもの
2)火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3)社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等、社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

第３　直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等(該当するおそれがある場合を含む。)については、直接消防庁に報告するものとする。

１．火災等即報

ア　交通機関の火災

第２の１の(2)のアのウ)に同じ。

イ　石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第２の１の(2)のイ 1)、2)に同じ。

ウ　危険物等に係る事故(イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

1)第２の１の(2)のウ 1)、2)に同じ
2)危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該 rr 場等の施設内又は

周辺で、500 ㎡程度以上の区域に影響を与えたもの

3)危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

①海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

②500 キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

4)市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

5)市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

エ　原子力災害

第２の１の(2)のエに同じ。

２．救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が 15 人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

1)列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

2)バスの転落等による救急・救助事故

3)ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

4)映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

5)その他報道機関に取り上げられる等、仕会的影響度が高いもの

３．災害即報

地震が発生し、当該市町村の区域内で震度５強以トを記録したもの(被害の有無を問わない。)

第４　記入要領

第１号、第２号、第３号及び第４号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領(「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」)の定めるところによる。

＜火災等即報＞

１．第１号様式(火災)

(1)火災種別

火災の種別は、「建物火災」「林野火災」「車両火災」「船舶火災」「航空機火災」及び「その他の火災」とし、欄中、該当するものの記号を O で囲むこと。

(2)消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3)救急・救助活動の状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること(消防機関等による応援活動の状況を含む。)。

(4)災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入すること。

(5)その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

1)死者 3 人以上生じた火災

ア　死者を生じた建物等(建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。)の概要

ア)建物等の用途、構造及び環境

イ)建物等の消火設備、警報設備、避難設備、「適マーク」(平成 15 年 10 月 1 日以降においては「暫定適マーク」と読み替える。)の有無、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

イ火災の状況

ア)発見及び通報の状況

イ)避難の状況

2)建物火災で個別基準の 5)又は 6)に該当する火災

ア)発見及び通報の状況

イ)延焼拡大の理由

ア消防事情イ都市構成ウ気象条件工その他

ウ)焼損地域名及び主な焼損建物の名称

工)り災者の避難保護の状況

オ)都道府県及び市町村の応急対策の状況(他の地方公共団体の応援活動を含む。)

3)林野火災

ア)火災概況(火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等)

※必要に応じて図面を添付する。

イ)林野の植生

ウ)自衛隊の派遣要請、出動状況

工)空中消火の実施状況(出動要請日時、消火活動日時、機種(所属)、機数等

4)交通機関の火災

ア)車両、船舶、航空機等の概要

イ)焼損状況、焼損程度

２．第２号様式(特定の事故)

(1)　事故名(表頭)及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号をＯで囲むこと。

(2)　事業所名

「事業所名」は、「○○(株)○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3)　特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号。以下この項で「法」という。)第２条第２号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第２条第４号に規定する第一種事業所にあっては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第５号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」をＯで囲むこと。

(4)　覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5)　物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号をＯで囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法(昭和23年法律第186号)で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6)　施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7)　施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分(製造所等の別)についても記入すること。

(8)　事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9)　消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による

応援活動の状況についても記入すること。

(10)　災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること

(11)　その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

・自衛隊の派遣要請、出動状況

(12)　原子力災害等の場合

ア　原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ　原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ　その他参考事項として、付近住民の避難、屋内退避及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

＜救急・救助事故即報＞

３．第３号様式(救急・救助事故)

(1)　事故の概要

「事故の概要」は、発生した事故の種別、概略、経過等を記入すること。

(2)　死傷者等

ア　「負傷者」には、急病人等を含む。

イ　「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(3)　救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(4)　要救護者数(見込)

救助する必要がある者(行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。)で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(5)　救急・救助活動の状況

出動した救急隊、救助隊等(応援出動したものを含む。)について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(6)　災害対策本部等の設置状況

　当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(7)　その他参考事項

　以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

・都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況

・自衛隊の派遣要請、出動状況

＜災害即報＞

４．第４号様式

1)第４号様式－その 1(災害概況即報)

　災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合(例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合)には、本様式を用いること

(1)災害の概況

ア　発生の場所、発生日時

　当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。

イ　災害種別概況

（ア）　風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

（イ）　地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況

（ウ）　雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

（エ）　火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況

（オ）　その他これらに類する災害の概況

(2)被害の状況

　当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。

(3)応急対策の状況

　当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合にはその設置及び解散の日時を記入するとともに、市町村(消防機関を含む。)及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

(例)
・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
・避難の指示状況
・避難所の設置状況
・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
・自衛隊の派遣要請、出動状況
2)第 4 号様式－その 2(被害状況即報)

(1)各被害欄
　原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。
　なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。
(2)災害対策本部等の設置状況
　当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。
(3)災害救助法適用市町村名
　市町村毎に、適用日時を記入すること。
(4)備考欄
　備考欄には次の事項を記入すること。
ア　災害の発生場所
　災害を生じた市町村名又は地域名
イ　災害の発生日時
　被害を生じた日時又は期間
ウ　災害の種類、概況
　台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等
エ　応急対策の状況
　市町村(消防機関を含む。)及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。
(例)
・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
・避難の指示状況
・避難所の設置状況
・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
・自衛隊の派遣要請、出動状況

福岡県災害救助法施行細則

（昭和４０年福岡県規則第４４号）

（趣旨）

第１条　この規則は、災害救助法(昭和２２年法律第１１８号。以下「法」という。)の実施について、災害救助法施行令(昭和２２年政令第２２５号。以下「政令」という。)及び災害救助法施行規則(昭和２２年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第１号。以下「省令」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第２条　削除

（救助実施区域の告示）

第３条　知事は、法第２条の規定による救助(以下「救助」という。)を開始したときは、速やかに当該救助を適用する市町村（法第２条の２第１項に規定する救助実施市を除く。以下同じ。）の地域を告示するものとする。

（市町村長の緊急処置）

第４条　市町村長（法第２条の２第１項に規定する救助実施市の長を除く。以下同じ。）は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、法第３０条第２項の規定に基づき救助に着手することができる。

（救助の組織）

第４条の２　災害救助に関する事務を処理するため、福祉労働部に災害救助部(以下「部」という。）を置く。

２　部に部長及び副部長を置き、部長には福祉労働部長を、副部長には福祉労働部次長をもつて充てる。

３　部に別表の上欄に掲げる班を置き、同表の下欄に掲げる区域を管轄させる。

４　班に班長及び班員を置き、班長には別表の中欄に掲げる組織の長の職にある者をもつて充て、班員には同表の中欄に掲げる組織に所属する職員をもつて充てる。

（救助の程度、方法及び期間）

第５条　知事は、政令第３条第１項の規定による救助の程度、方法及び期間を定めたときは、これを告示するものとする。

２　前項の規定により難い特別の事情があるときは、別に定めるところによるものとする。

（物資の収用等の場合の公用令書等）

第６条　省令第１条に規定する公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）公用令書(様式第３号から様式第３号の４まで)

（２）公用変更令書(様式第４号)

（３）公用取消令書(様式第５号)

２　知事は、前項第１号の公用令書を交付するときは、強制物件台帳(様式第６号)に、これを

登録するものとする。

3　第１項第２号又は第３号の公用変更令書又は公用取消令書を交付したときは、強制物件台帳に、その理由を詳細に記録し、公用変更令書にあっては、変更事項を記録しなければならない。

第７条　削除

(物資の収用等の引渡時における所有者等の立会い)

第８条　省令第２条第３項の規定により、当該吏員が収用又は使用すべき物資の引渡しを受け受領調書(様式第７号)を作成しようとするときは、その物資の所有者又は権限に基づいてその物資を占有する者の立ち会いの下で行わなければならない。ただし、やむをえない場合においては、この限りでない。

(損失補償請求書)

第９条　省令第３条の規定により、損失補償請求書(様式第８号)の提出があつたとき及びこれに基づき損失の補償を行つたときは、第６条第２項の強制物件台帳に所要の事項を記録するものとする。

(従事命令の場合の公用令書等)

第１０条　省令第４条に規定する公用令書及び公用取消令書の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）公用令書(様式第９号)

（２）公用取消令書(様式第１０号)

2　前項第１号の公用令書を交付するときは、救助従事者台帳(様式第１１号)に、これを登録するものとする。

3　第１項第２号の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳に、その理由を詳細に記録してこれを抹消しなければならない。

(協力命令の場合の様式等)

第１１条　法第８条に規定する救助に関する業務に協力させる者には、協力令書(様式第１２号)を交付するものとする。ただし、そのいとまがないときはこの限りでない。

2　前項の協力令書を交付するときは、救助協力者台帳(様式第１３号)に、これを登録するものとする。

第１２条　削除

(従事命令に従事できない場合の届出)

第１３条　省令第４条第２項の規定による届出に当たり添付する書類は、次のものとする。

（１）負傷又は疾病により従事することができない場合においては、医師の診断書

（２）天災その他の避けられない事故により従事することができない場合においては、市町村長、警察官その他適当な公務員の証明書

(実費弁償)

第１４条　知事は、政令第５条の規定による実費弁償に関して必要な事項を定めたときは、

これを告示するものとする。

（実費弁償請求書の様式）

第１５条　省令第５条に規定する実費弁償請求書は、様式第１４号による。

（立入検査証）

第１６条　法第１０条第３項において準用する法第６条第４項の規定により、当該職員が立入検査にあたって、携帯する証票は様式第１５号による。

第１７条　削除

（扶助金支給申請書の様式等）

第１８条　省令第６条第１項の規定による扶助金支給申請書は様式第１８号による。

２　前項の扶助金申請書のうち、休業扶助金及び打切扶助金に係る申請書の提出に当たり、添付する書類は次のものとする。

（１）休業扶助金支給申請書については、負傷し、又は疾病にかかり、従前得ていた収入を得ることができず、かつ、他に収入のみちがない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類及び証明書等

（２）打切扶助金支給申請書については、療養の経過、症状、治ゆまでの見込期間等に関する医師の意見書

３　省令第６条第１項の規定により、扶助金支給申請書の提出があったとき及びこれに基づき扶助金の支給を行ったときは、第１０条第２項の救助従事者台帳又は第１１条第２項の救助協力者台帳に所要の事項を記載するものとする。

（知事の権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととする場合の通知）

第１９条　知事は、法第１３条第１項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととするときは、様式第１９号により政令第２３条第１項の規定による通知を行うものとする。

（繰替支弁）

第２０条　法第３０条の規定による市町村長の救助の実施に要する費用は、市町村において一時繰替支弁をするものとする。

（繰替支弁金請求書及び提出期限）

第２１条　市町村長は、前条の規定により一時繰替支弁をしたときは、救助に関する業務の完了後６０日以内に次の各号に掲げる書類を知事に提出するものとする。

（１）災害救助費繰替支弁金請求書(様式第２１号及び第２１号の２)

（２）救助業務に要した経費算出内訳(様式第２２号)

（３）被害状況調(様式第２４号)

（４）災害救助費繰替支弁状況調(様式第２５号)

（５）歳入歳出予算書抄本及び支払証拠書類の写

２　市町村長は、前条に規定する費用について、概算払を受けようとするときは災害救助費繰替支弁金概算払請求書(様式第２６号)を、精算を行うときは災害救助費繰替支弁金精算

請求書(様式第２７号)に前項第２号から５号までに掲げる書類を添付して、知事に提出するものとする。

第２２条　削除

(救助事務費)

第２３条　知事は、法第１８条第１項に規定する救助の事務を行うのに必要な費用として支出できる範囲及び限度額等を定めたときは、これを告示するものとする。

(災害救助基金台帳)

第２４条　法第２２条の規定に基づき設置した福岡県災害救助基金に係る収入及び支出については、　福岡県災害救助基金台帳(様式第４３号及び様式第４４号)に記載し、常時その状況を明らかにするものとする。

(補則)

第２５条　この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

(施行期日)

１　この規則は、公布の日から施行し、昭和４０年４月１日から適用する。

(略)

附　則(令和元年規則第２５号)

この規則は、令和元年１０月１日から施行する。

附　則(令和２年規則第２２号)

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

別表

班　　名	組　　織	管　轄　区　域
救助総括班	福祉労働部福祉総務課	県下全域(法第２条の２第１項に規定する救助実施市を除く。)
筑紫救助班	福岡県筑紫保健福祉事務所	筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市
粕屋救助班	福岡県粕屋保健福祉事務所	古賀市、糟屋郡
糸島救助班	福岡県糸島保健福祉事務所	糸島市
宗像・遠賀救助班	福岡県宗像・遠賀保健福祉事務所	中間市、宗像市、福津市、遠賀郡
嘉穂・鞍手救助班	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉事務所	直方市、飯塚氏、宮若市、嘉麻市、鞍手郡、嘉穂郡
田川救助班	福岡県田川保健福祉事務所	田川市、田川郡

北筑後救助班	福岡県北筑後保健福祉事務所	久留米市、小郡市、うきは市、朝倉郡、三井郡
南筑後救助班	福岡県南筑後保健福祉事務所	大牟田市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、みやま市、三潴郡、八女郡
京築救助班	福岡県京築保健福祉事務所	行橋市、豊前市、京都郡、築上郡

様式第２１号の２

罹　災　者　名　簿

市町村名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

被害の程度	住　　所	世帯主氏名	家族数	左のうち		備考
				小学校	中学校	

（注）　住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）に基づく住民票に記載されている者で、り災しなかったもの又は住民票に記載されていない者にあっては、その細を備考欄に記入のこと。

被害の程度別に、小計を付して合計すること。

福岡県災害調査報告実施要綱

制定昭和 39 年 5 月 21 日
改正平成 6 年 4 月 1 日
平成 10 年 4 月 1 日

（趣旨）

第１　この要綱は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 53 条の規定による報告及び他関係法令又は各省(庁)の要請等により、災害が発生した場合における被害状況を迅速かつ、的確に把握し、もって災害地域の災害応急対策を行うため必要な調査報告事項等について定めるものとする。

（定義）

第２　この要綱において「災害」とは、災害対策基本法第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。

（総括事務）

第３　この災害状況の調査についての総括事務は、次に揚げる区分により行うものとする。

１　災害対策本部が設置されないとき、又は設置されるまでの間は、総務部消防防災課において行う。

２　災害対策本部が設置されたときは、総合指令部(総括班)において行う。

（報告責任者）

第４　災害時における事務のふくそうをさけるため、市町村長及び関係出先機関の長はあらかじめ報告責任者(この場合ｒ災害報告主任」という。)及び副主任を定めておくものとする。

（報告すべき災害）

第５　市町村長から知事に報告すべき災害はおおむね次のとおりとする。

１　災害救助法の適用基準に合致するもの。

２　県又は市町村が災害対策本部を設置したもの。

３　災害が最初は軽微であっても今後拡大発展するおそれのあるもの、又は 2 市町村以上にまたがるもので、1 の市町村における被害は軽微であっても全県的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。

４　災害による被害に対し、国又は県の特別の財政援助を要するもの。

５　災害の状況及びそれが及ぼす仕会的影響等から見て報告の必要があると認められるもの。

（報告及び提出部数）

第６　市町村長、関係出先機関の長及び本庁関係各部長は、災害による被害状況を次に掲

げる区分により知事(又は災害対策本部長)に報告するものとし、被害の判定基準は別表1によるものとする。

1　即報

災害の発生に際し、死傷者、住家等の被害が発生し、又は避難が行われた場合にあっては、ただちに災害概況即報(様式第1号)を防災行政無線又は電話(ファクシミリを含む。)をもって報告するものとする。

以後、新たに被害が発生したとき、又は増大した場合はその都度遅滞なく様式第1号を提出するものとする。

前記報告のほか、判明した被害状況については様式第2号に掲げる事項を速やかに報告するものとし、以後にあっては毎日、下記に定める時間までに報告するものとする。

なお、被害件数等は「累計数」として取り扱うものとする。

区分	報告時間	
市町村長	10時00分	15時00分
出先機関の長	10時30分	15時30分
各部長	11時00分	16時00分

2　詳報

災害発生後市町村長にあっては5日以内に、関係出先機関の長にあっては7日以内に、それぞれの関係機関に様式第2号又は様式第3号を提出するものとし、関係各部長は関係出先機関の長からの報告を受けた後、速やかに同様式に掲げる事項を知事(又は災害対策本部長)に提出するものとする。

3　確定報告

応急対策を終了したとき、又は災害対策本部を解散した日から15日以内に様式第2号又は様式第3号を前項に準じて提出しなければならない。

確定報告は、即報及び詳報をもって報告した被害状況の総括的なものであって、その被害の実態を把握するために必要な証明書、現地写真、図面その他必要な資料を添付するものとする。

4　提出部数

（1）出先機関の長は、各様式とも2部作成し関係部長に提出するものとする。

（2）各部長は、1部を知事(対策本部長)又は総務部長に提出するものとする。

なお、市町村長が出先機関を経由せず直接関係部長あて報告するものにあっては、出先機関の長に準じ2部提出するものとする。

（報告の順序）

第7　市町村長、関係出先機関の長及び関係各部長の行う災害被序によるものとする。

但し、応急対策等のため急を要すると認められるときは、これによらないことができる。

1　市町村長の報告

（1）災害概況及び被害状況即報

（様式第1号・様式第2号の1）

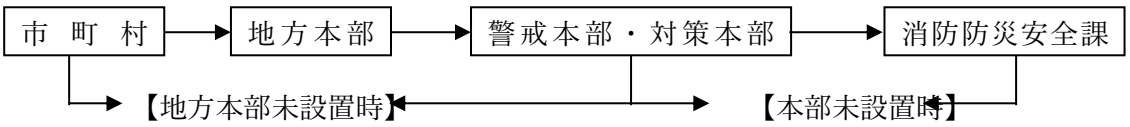

（2）被害状況確定報告

（様式第2号の1）

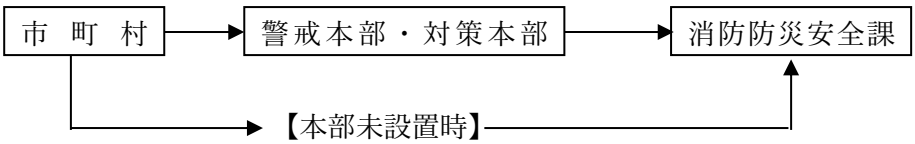

（3）社会福祉施設関係被害即報

（様式第2号の2）

（4）保健環境関係被害即報・詳報・確定報告

（様式第2号の3、様式第3号の1）

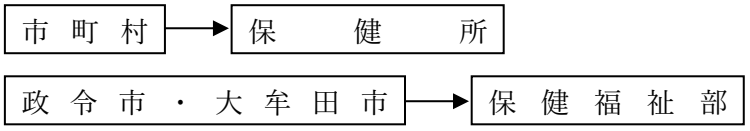

（5）商工業関係被害即報・詳報・確定報告

（様式第2号の4、様式第3号の2）

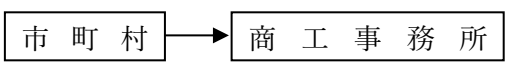

（6）農業関係被害即報・詳報・確定報告

（様式第2号の5、様式第3号の3、4、5、6、7、8、9、10、ll、12、13、14、15）

（７）林業関係被害即報・詳報・確定報告
（様式第２号の 6、7、8、9、10）

（８）水産関係被害即報・詳報・確定報告
（様式第２号の 11、12）

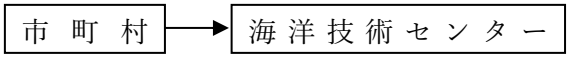

（９）土木関係被害即報・詳報・確定報告
（様式第２号の 13、様式第３号の 16）

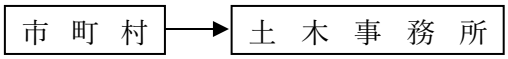

（１０）建築都市関係被害即報・詳報・確定報告
（様式第２号の 14、15、様式第３号の 17）

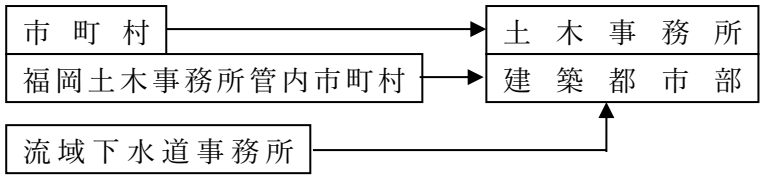

（１１）教育関係被害即報・詳報・確定報告
（様式第２号の 16）

２　出先機関の長の報告

市町村から報告を受けた出先機関の長は、速やかに関係部長に報告するものとする。

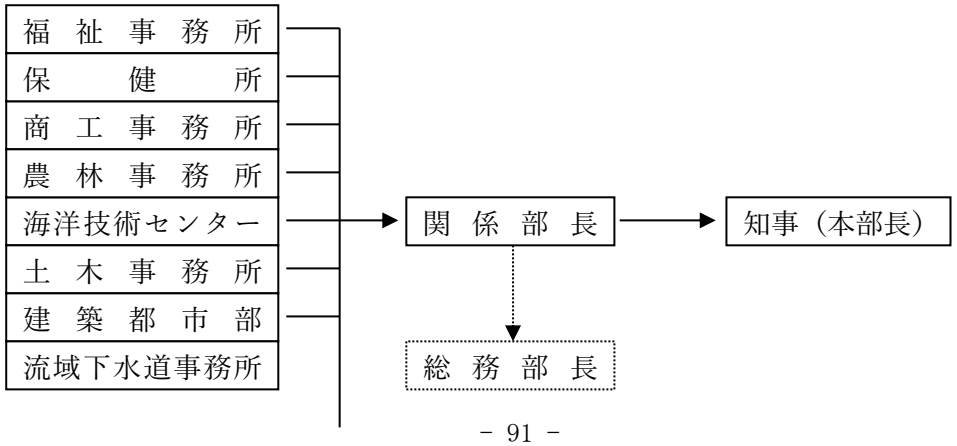

教育事務所

3　各部長の報告

（1）各部長は、出先機関の長からの報告を受けた後、速やかにその状況を書面をもって知事(又は災害対策本部長)に報告するものとする。

（2）被害額については、様式第4号により報告するものとする。

（3）災害対策本部が設置されないときは、災害ごとに様式第2号の1及び様式第4号を総務部長(消防防災課)に報告するものとする。

附　則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

別表1

被害区分			備考
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。	
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがある者とする。	
	重傷者	当該被害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1ヶ月以上の治療を要する見込みのものとする。	
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1ヶ月未満で治療できる見込みのものとする。	
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。	
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。	
	半壊	住家の損壊が甚しいが補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。	
	一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。	
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが土砂竹林の堆積により一時的に居住することができないものとする。	

	床下浸水	床上浸水にはいたらない程度に浸水したものとする。	
非住家被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは当該部分は住家とする。	非住家被害は全壊又は半壊のもののみを記入するものとする
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。	
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	
その他	田の流出埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能になったものとする。	
	畑の流出埋没及び畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。	
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	
	道路	道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 2 条第 1 項に規定する道路のうち橋りょうを除いたのものとする。	
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。	
	河川	河川法(昭和 39 年法律第 167 号)が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	
	港湾	港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)第 2 条第 5 号に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。	
	砂防	砂防法(明治 30 年法律第 29 号)第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または第 3 条の 2 の規定によって天然の河岸とする。	
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。	
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。	
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で船体が没し、航行不能となったもの及び流出し所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。	

被害区分		備考

その他	航空機被害	人が乗って航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船等の機器が被害を受けたものとする。	
	電話	災害により通信不能となった電言舌の回線数とする。	
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。	
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。	
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。	
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものにっいては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。	住屋の一部破損及び床下浸水の被害世帯は含まない。
	り災者	り災世帯の構成員とする。	
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。	
	農林水産施設	農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和 25 年法律第 169 号)による補助対策となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。	
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業国庫負担法(昭和 26 年法律第 97 号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。	
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。	
	災害中間年報及び災害年報の被害金額の記入方法	公立文教施設、水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設にっいては査定済額を記入し、未査定額(被害見込額)はカッコ外書きとするものとする。	
	公共施設被害市町村	公共文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。	
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。	

	林　産　被　害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。	
	畜　産　被　害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。	
	水　産　被　害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。	
	商　工　被　害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料商品、生産機械器具等とする。	

第４章　各種様式

自衛隊災害派遣要請依頼書

文　書　番　号
年　　月　　日

福岡県知事　　殿

新宮町長　　印

自衛隊の災害派遣要請について

自衛隊法第８３条に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣方お願いいたします。

記

1　災害の状況及び派遣を要請する事由
（1）災害の状況

（2）派遣を要請する事由

2　派遣を希望する期間
年　　月　　日（　　時　　分）から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3　派遣を希望する区域及び活動内容
（1）活動希望区域

（2）活動内容

4　その他参考となるべき事項

自衛隊災害派遣撤収依頼書

文　書　番　号
年　　月　　日

福岡県知事　　殿

新宮町長　　印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

　　年　　月　　日付第　　号により自衛隊の災害派遣を要請しましたが、災害応急対策作業が一応完了しましたので、下記のとおり撤収方お願いいたします。

記

1　撤収要請日時　　年　　月　　日　　時　　分

2　派遣された部隊

3　派遣人員及び従事作業の内容

4　その他参考事項

被害発生状況連絡票

<table>
<tr><td>受付
日時</td><td colspan="2">年　月　日
時　分</td><td>被害者
または
通報者</td><td colspan="3">住所　　電話（　　）
氏名</td></tr>
<tr><td>被害
発生
場所</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>被害状況</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">記録者</td><td colspan="2" rowspan="3">班
氏名</td><td>送付先</td><td colspan="3">年　月　日　時　分</td></tr>
<tr><td>送　付</td><td colspan="3" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>日　時</td></tr>
<tr><td>関係班処置記録</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>本部解散後の対応</td><td colspan="6"></td></tr>
</table>

避難者名簿

災害者		避難所名		作成者	班 氏名	No.	

番号	避難期間	氏　　名	性別	年齢	所帯主との続柄	現住所	離散家族氏名（続柄）	事後消息	備考
	月　日～ 月　日								
	月　日～ 月　日								
	月　日～ 月　日								
	月　日～ 月　日								
	月　日～ 月　日								
	月　日～ 月　日								
	月　日～ 月　日								
	月　日～ 月　日								
	月　日～ 月　日								
	月　日～ 月　日								
	月　日～ 月　日								
	月　日～ 月　日								

避難所設置及び収容状況

市町村名：　　No.

避難所の名称	種　別	開　設　期　間	実人員	延人員	物　品　使　用　状　況		実支出額	備　　考
					品　　名	数量		
		月　日～　月　日	人	人			円	
小　　計	既存建物　　箇所							
	屋外仮設　　箇所							
合　　計	天　　幕　　箇所		人	人			円	

（注）１．「種別」欄は、既存建物、野外仮説、天幕の別に記入すること。　２．物品の使用状況は、開設期間中に使用した品名、単価、数量を記入すること。　３．他市町村の住民を収容した時は、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。（ただし、該当者が多く記入不可能の場合は、その「避難者名簿」の写しを添付し、その旨を「備考欄」に記すこと。）　４．「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

避　難　者　カ　ー　ド

避難所名		担当職員名	

住所：					地区名	
氏　　名	続柄	性別	年齢	入所日	そ　の　他	

離散家族

氏　　名	続柄	性別	年齢	入所日	そ　の　他

（注）世帯ごとに作成

避　難　所　運　営　記　録					
年　月　日　時　分現在			受信日時	月　日　時　分	
発信機関	避難所		発信者		
受信機関			受信者		
避難者数	男	女	計	備考	
	人	人	人		

（運営状況）

（問題点・要望等）

物品の受払簿（避難所用）

避難所						
受取日 払出	品　　名	受入数	払出 数	現在 数	取扱者	備　　考 （払出先等）

行　方　不　明　者　名　簿

No.

整理番号	届出月日	行方不明者							届出者			備考
		住所	氏名	年齢	性別	身長(cm)	体重(kg)	着衣その他の特徴	住所	氏名	行方不明との関係	

医 療 救 護 所 開 設 状 況 報 告

年　月　日　時　分現在		受信日時	月　日　時　分
発信機関		発　信　者	
受信機関		受　信　者	
場　所			

従事者数				軽　症	中毒症	重　傷	計	左のうち 要搬送車
医　師	看護婦	その他	計					
人	人	人	人	人	人	人	人	人

状況	
執っている措置	
処理状況	

被　害　届　出　兼　証　明　書

年　　月　　日

下記のとおり被害があったので届出ます。

届出者	住　　所		
	氏　　名 （事業所名･代表者）	印	TEL （　　）
被害物件の所有者 （届出者と異なる場合のみ記入）	住　　所		
	氏　　名		
被害場所			
被害日時	年　　月　　日　（　　時　　分頃）		
被害原因	強風・大雨・大雪・洪水・地震・台風・爆発（　　） その他（　　）		
被害の状況			
気象等の状況	注意報　　強風・大雨・大雪・洪水・雷・（　　） 警　報　　暴風・大雨・大雪・洪水・雷・（　　） 時間　　：　　～　　：		

上記のとおり、届出のあったことを証明します。

年　　月　　日

新宮町長

※　この証明は、災害対策基本法第２条に規定する災害により受けた被害以外のうち、被災証明の対象事項でなく町の調査確認が出来ていない被害について、本人の届け出があったこと及び被害当日の気象状況を証明するものです。

罹 災 届 出 兼 証 明 願

年　　月　　日

新宮町長　殿

次のとおり、罹災したことを証明願います。

申請者	住　　所		
	氏　名 （事業所名・代表者）		TEL （　　）
罹災場所			
罹災日時	年　　月　　日　（　　時頃）		
罹災原因	暴風・豪雨・大雪・洪水・地震・爆発（　　） その他（　　）		
罹災物件 数量 罹災の程度			
使用目的			

＜被災証明について＞

・被災証明は被災救助の一環として、応急的一時的な救済を目的に町長が確認出来る程度の被害について証明するもです。
　※民事上の権利義務関係には、効力を有するものではありません。
・「被災」程度は「家屋」を対象として、一棟ごとに母屋で判定します。
　※家屋に付随する家財道具や門柱、門扉などの外部構造物はこの証明の対象となりません。
・集合住宅の場合、一棟全体で判定しますので、各区画、各部屋によっては、この証明の「被災程度」と被害程度に差が生じる場合があります。
・「被災程度」は家屋を屋根、壁、構造体等の部位別に表面に現れた被害を観察して判定します。※表面に現れない被害（地中の杭の損傷、壁、構造体等の内部素材そのものの被害等）がある場合には、この証明の「被災程度」と異なることもあります。
・この届出兼証明願により災害発生後おおむね１か月以内の状況をもとに判定します。

（整理番号）

罹　災　証　明　書

世帯主住所	
世帯主氏名	
(追加記載事項欄①)	

罹災原因	年　　月　　日の　　による

被災住家(※)の所在地	
住家(※)の被害の程度	□全壊　□大規模半壊　□中規模半壊　□半壊　□準半壊　□準半壊に至らない（一部損壊）
(追加記載事項欄②)	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

(追加記載事項欄③)	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年　　月　　日

新宮町長